

(西条市の防災対策の合言葉)

死ぬな！逃げろ！助けろ！

西条市地域防災計画

津波災害対策編

(令和5年度)

西条市防災会議

<目 次>

津波災害対策編

第1章 総 論	1
第1節 計画の主旨	1
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第3節 津波発生条件	8
第2章 災害予防対策	21
第1節 津波災害予防対策の基本的な考え方	21
第2節 防災思想・知識の普及	22
第3節 自主防災組織の活動	26
第4節 事業者の防災対策	27
第5節 ボランティアによる防災活動	27
第6節 防災訓練の実施	27
第7節 業務継続計画の策定	28
第8節 津波に強い地域づくり	29
第9節 津波避難体制の整備	33
第10節 孤立地区対策	41
第11節 市民生活の確保対策	42
第12節 要配慮者の支援対策	48
第13節 広域応援体制の整備	48
第14節 情報通信システムの整備	48
第15節 災害復旧・復興への備え	48
第3章 災害応急対策	49
第1節 災害発生直前の対策	49
第2節 市の災害応急活動	54
第3節 通 信 連 絡	59
第4節 情 報 活 動	60
第5節 広 報 活 動	66
第6節 災害救助法の適用	67
第7節 避 難 活 動	68
第8節 緊急輸送活動	69
第9節 交通応急対策活動	70
第10節 孤立地区に対する支援活動	70
第11節 消 防 活 動	72

第 1 2 節 水 防 活 動.....	75
第 1 3 節 人命救助活動.....	75
第 1 4 節 遺体の捜索・処理・埋葬.....	75
第 1 5 節 食料及び生活必需品等の確保・供給.....	75
第 1 6 節 飲料水の確保・供給.....	75
第 1 7 節 医療救護活動.....	75
第 1 8 節 防疫・衛生活動.....	75
第 1 9 節 保健衛生活動.....	75
第 2 0 節 廃棄物等の処理.....	76
第 2 1 節 動物の管理.....	77
第 2 2 節 応急住宅対策.....	78
第 2 3 節 要配慮者に対する支援活動.....	79
第 2 4 節 応援協力活動.....	79
第 2 5 節 ボランティア等への支援.....	79
第 2 6 節 自衛隊災害派遣要請の要求等.....	79
第 2 7 節 消防防災ヘリコプターの出動要請.....	79
第 2 8 節 ライフラインの確保.....	80
第 2 9 節 公共土木施設等の確保.....	84
第 3 0 節 危険物施設等の安全確保.....	86
第 3 1 節 応急教育活動.....	87
第 3 2 節 社会秩序維持活動.....	88
第 3 3 節 南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等.....	88
 第 4 章 災害復旧・復興対策.....	 89
第 1 節 災害復旧対策.....	89
第 2 節 復 興 計 画.....	91
第 3 節 被災者の生活再建支援.....	94

第1章 総 論

第1節 計画の主旨

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、西条市の地域に係る津波防災対策について定め、これを推進することにより、市民の生命、身体及び財産を津波災害から保護することを目的とする。

また、愛媛県全域は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、同地震に伴い発生する津波からの防護や円滑な避難の確保に関する事項及び津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定めることで、市域における津波防災対策の一層の推進を図る。

特に、市においては、津波災害による人的被害等の軽減を図るため、減災目標を設定するとともに、その実現のための市民運動を展開する。

また、津波は主に地震により引き起こされるものであることから、「地震災害対策編」と合わせて震災対策に活用すべきものである。

第2 計画の性格

この計画は、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに市民が、津波防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものである。

第3 計画の構成

本編の構成は、次の4章による。

1 第1章 総論

この計画の主旨、防災関係機関の業務、津波発生の条件などの計画の基本となる事項を示す。

2 第2章 災害予防対策

平常時の教育、訓練、津波に強いまちづくり、津波避難体制の整備などの予防対策を示す。

3 第3章 災害応急対策

災害が発生した場合の応急対策を示す。

4 第4章 災害復旧・復興対策

災害発生後の復旧、復興対策を示す。

第4 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講ずるとともに、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても

人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済への影響を最小限にとどめるものとする。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。

また、防災対策は、市民が自らの安全は自らで守る「自助」を実践した上で、地域において互いに助け合う「共助」に努めるとともに、市がこれらを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、市民、自主防災組織、事業者、県及び市がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に防災活動を実施していくことが重要である。

特にいつでもどこでも起こり得る災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災対策の充実はもとより、市民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠であることから、愛媛県防災対策基本条例（平成18年12月19日条例第58号）、愛媛県地域防災計画及び西条市地域防災計画に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「市民運動」を展開し、これら多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するため、時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等との連携を図るものとする。

さらに、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震への対策については、南海トラフ地震特別措置法第3条第1項の規定に基づき、本市全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保、迅速な救助、防災訓練に関する事項、防災関係者の連携協力の確保に関する事項及び時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項等を定め、地震防災対策の一層の推進を図る。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等については、その具体的な整備目標及びその達成の期間を定め、計画的な整備を図る。

資料編1-5 愛媛県防災対策基本条例

第5 国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものである。

市は、国土強靱化の基本目標である、

- ① 人命の保護
- ② 国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を踏まえ、市地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 西条市

- 1 市地域防災計画（津波災害対策編）の作成
- 2 南海トラフ地震防災対策推進計画の策定
- 3 津波浸水想定区域を有する地区における津波からの防護、安全な避難路、避難場所の確保及び円滑な避難等に関する措置
- 4 津波防災に関する組織の整備
- 5 防災思想・知識の普及
- 6 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- 7 自主防災組織の育成指導その他市民の津波災害対策の促進
- 8 防災訓練の実施
- 9 津波防災のための施設等の整備
- 10 津波に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- 11 被災者の救出、救護等の措置
- 12 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人（旅行者を含む。）その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進
- 13 高齢者等避難、避難指示の発令、緊急安全確保措置の指示及び指定避難所の開設
- 14 消防、水防その他の応急措置
- 15 被災児童生徒の応急教育の実施
- 16 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- 17 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- 18 災害時における市有施設及び設備の整備又は点検
- 19 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- 20 緊急輸送の確保
- 21 災害復旧の実施
- 22 その他津波災害の発生防止又は拡大防止のための措置
- 23 西条市防災対策研究協議会「西条市の防災・減災対策への提言」に関する取組

第2 愛媛県

- 1 県地域防災計画（津波災害対策編）の作成
- 2 津波防災に関する組織の整備
- 3 防災思想・知識の普及
- 4 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- 5 自主防災組織の育成指導その他県民の津波災害対策の促進
- 6 防災訓練の実施
- 7 津波防災のための装備・施設等の整備

- 8 津波に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- 9 被災者の救出、救護等の措置
- 10 避難行動要支援者の避難支援対策の促進
- 11 避難指示の発令又は緊急安全確保措置の指示に関する事項
- 12 水防その他の応急措置
- 13 被災児童生徒の応急教育の実施
- 14 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- 15 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- 16 災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- 17 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- 18 緊急輸送の確保
- 19 災害復旧の実施
- 20 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の津波災害応急対策の連絡調整
- 21 その他津波災害の発生防止又は拡大防止のための措置

第3 指定地方行政機関

- 1 中国四国農政局愛媛県拠点
 - (1) 災害時における食料の供給の実施について関係団体に協力を求める措置に関すること。
 - (2) 自ら管理又は運営する施設・設備の保全に関すること。
 - (3) 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。
 - (4) 津波防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。
 - (5) 津波防災に関する情報の収集及び報告に関すること。
 - (6) 災害時の食料の供給に関すること。
 - (7) 災害時の食料の緊急引渡措置に関すること。
- 2 愛媛森林管理署
 - (1) 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施
 - (2) 国有保有林の整備保全
 - (3) 災害応急対策用木材（国有林）の供給
 - (4) 民有林における災害時の応急対策等
- 3 四国地方整備局（松山河川国道事務所、松山港湾・空港整備事務所）

管轄する河川・道路等についての計画・工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。

 - (1) 災害予防
 - ア 所管施設の耐震性の確保
 - イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進
 - ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
 - (2) 応急・復旧

- ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施
- イ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
- ウ 漂流物の除去等による緊急確保航路等の啓開
- エ 所管施設の緊急点検の実施
- オ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
- カ 緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）及び災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の被災地方公共団体への派遣

- (3) 所掌に係る災害復旧事業に関すること。
- (4) 緊急輸送を確保するために必要な港湾、海岸保全施設等の整備の計画的実施に関すること。
- (5) 緊急輸送用岸壁、港湾、海岸保全施設等の整備の指導に関すること。
- (6) 流出油防除等海上災害に対する応急措置に関すること。
- (7) 空港の整備の計画的実施に関すること。

4 大阪管区气象台（松山地方气象台）

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

5 第六管区海上保安本部（今治海上保安部）

- (1) 海難救助及び人員・物資等の輸送並びに津波警報等の船舶に対する伝達に関すること。
- (2) 航路障害物の除去その他海上における全般的な安全の確保と治安の維持に関すること。
- (3) 危険物の保安、流出油防除等海上災害に対する応急措置に関すること。

第4 自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科隊、海上自衛隊呉地方総監部、航空自衛隊西部航空方面隊）

- 1 被害状況の把握に関すること。
- 2 避難の救助及び遭難者等の捜索に関すること。
- 3 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関すること。
- 4 応急医療、救護及び防疫に関すること。
- 5 通信支援、人員物資の緊急輸送に関すること。
- 6 給食及び給水、入浴支援等に関すること。
- 7 危険物の保安及び除去に関すること。

第5 指定公共機関

- 1 日本郵便株式会社（西条郵便局、東予郵便局、丹原郵便局、小松郵便局）
 - (1) 郵便業務の運営の確保に関すること。
 - (2) 郵便局の窓口業務の維持に関すること。
- 2 日本赤十字社（愛媛県支部）
 - (1) 応援救護班の派遣又は派遣準備に関すること。
 - (2) 被災者に対する救援物資の配布に関すること。
 - (3) 血液製剤の確保及び供給のための措置に関すること。

- (4) 赤十字奉仕団等に対する救急法の講習等の指導に関すること。
- 3 日本放送協会（松山放送局）
 - (1) 市民に対する防災知識の普及に関すること。
 - (2) 津波情報及びその他津波に関する情報の正確、迅速な提供による市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
 - (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。
 - (4) 社会福祉事業団体義援金品の募集、配分に関すること。
- 4 電源開発株式会社（四国情報通信所）
 - 電力施設の保全及び復旧に関すること。
- 5 西日本高速道路株式会社（四国支社松山営業所）
 - 西日本高速道路株式会社が管理する道路等の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に関すること。
- 6 四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（松山営業所）
 - (1) 鉄道施設等の保全に関すること。
 - (2) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
 - (3) 災害時における旅客の安全確保に関すること。
 - (4) 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関すること。
- 7 西日本電信電話株式会社（愛媛支店）、株式会社N T T ドコモ（四国支社）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
 - (1) 電気通信施設の整備に関すること。
 - (2) 災害時における通信の確保に関すること。
 - (3) 災害時における通信疎通状況等の広報に関すること。
 - (4) 警報の伝達及び非常緊急電話に関すること。
 - (5) 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関すること。
- 8 日本通運株式会社（新居浜支店）、福山通運株式会社（新居浜営業所）、佐川急便株式会社（新居浜営業所）、ヤマト運輸株式会社（愛媛主管支店）
 - 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
- 9 四国電力送配電株式会社（西条事業所）
 - (1) 電力施設等の保全に関すること。
 - (2) 電力供給の確保に関すること。
 - (3) 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関すること。
 - (4) 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
- 10 K D D I 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
 - 重要な通信を確保するために必要な措置に関すること。

第6 指定地方公共機関

- 1 一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会
救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。
- 2 一般社団法人愛媛県歯科医師会
 - (1) 検案時の協力に関すること。

- (2) 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。
- 3 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、株式会社ハートネットワーク、株式会社愛媛新聞社
 - (1) 津波防災に関するキャンペーン番組、津波防災メモのスポット、ニュース番組等による県民に対する防災知識の普及に関すること。
 - (2) 津波に関する情報の正確、迅速な提供に関すること。
 - (3) 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
 - (4) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること。
 - (5) 報道機関の施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関すること。
- 4 一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会
 - (1) 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保に関すること。
 - (2) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。

第7 その他公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

- 1 社会福祉法人西条市社会福祉協議会
 - (1) 災害ボランティア活動体制の整備に関すること。
 - (2) 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること。
- 2 土地改良区
 - 土地改良施設の整備及び保全に関すること。
 - (1) 安全輸送の確保に関すること。
 - (2) 災害対策用物資等の輸送に関すること。
- 3 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合
 - (1) 共同利用施設等の保全に関すること。
 - (2) 被災組合員の援護に関すること。
 - (3) 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。
- 4 商工会議所、商工会
 - (1) 被災商工業者の援護に関すること。
 - (2) 物価安定についての協力に関すること。
 - (3) 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。
- 5 危険物施設管理者、プロパンガス取扱機関
 - (1) 危険物施設等の保全に関すること。
 - (2) プロパンガス等の供給の確保に関すること。
- 6 社会福祉施設等管理者
 - (1) 施設利用者等の安全確保に関すること。
 - (2) 福祉施設職員等の応援体制に関すること。

資料編1-13 防災関係機関連絡先一覧

第3節 津波発生 の 条件

第1 地質

本市の地質は、中央構造線によって二分され、内帯と呼ばれる構造線の北側は第四紀層、中生層（和泉層群）及び花崗岩類から成る地層が分布している。また、外帯と呼ばれる構造線の南側は結晶片岩類から成る地層で構成されている。

第2 中央構造線断層帯

中央構造線断層帯は、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘に達する長大な断層帯である。

ここでは、地質調査所（現：産業技術総合研究所）（平成7－12年度）、和歌山県（平成10年度）、徳島県（平成9－11年度）、愛媛県（平成8－11年度）及び地域地盤環境研究所（平成19年度）、文部科学省研究開発局・国立大学法人京都大学防災研究所（平成23-25年度）、文部科学省研究開発局・国立大学法人京都大学大学院理学研究科（平成26-28年度）等によって行われた調査をはじめ、これまで行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の諸特性を次のように評価した。

1 断層帯の位置及び形態

愛媛県内における中央構造線断層帯は、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。断層は更に西に延び、別府湾を経て大分県由布市に至る全長約444kmの長大な断層である。

2 断層帯の過去の活動

徳島県美馬市付近の三野断層から愛媛県新居浜市付近の石鎚断層に至る区間（讃岐山脈南縁西部区間）の最新活動は、16世紀以後、17世紀以前であったと推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は2－7 m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約1,000－1,500年であった可能性がある。

愛媛県新居浜市付近の岡村断層による区間（石鎚山脈北縁区間）の最新活動は、15世紀以後であったと推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は6－8 m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約1,500－1,800年であった可能性がある。

愛媛県西条市付近の川上断層から松山市付近の重信断層に至る区間（石鎚山脈北縁西部区間）の最新活動は、15世紀以後、18世紀以前であったと推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は2－5 m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約700－1,300年であった可能性がある。

愛媛県松山市付近の伊予断層から伊予灘に至る区間（伊予灘区間）の最新活動は17世紀以後、19世紀以前と推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は2 m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約2,900－3,300年であった可能性がある。

3 断層帯の将来の活動

中央構造線断層帯は連続的に分布しており、地表における断層の形状のみから将来同時に活動する区間を評価するのは困難である。また、各区間が個別に活動する可能性や、複数の区間が同時に活動する可能性、さらにはこれら4つの区間とは異なる範囲が活動する可能性も否定できない。

セグメント区分と想定地震規模

セグメント名	讃岐山脈南縁西部	石鎚山脈北縁 (岡村断層)	石鎚山脈北縁西部
区間	美馬市付近の三野断層から新居浜市付近の石鎚断層に至る区間	新居浜市付近の岡村断層による区間	西条市付近の川上断層から松山市付近の重信断層に至る区間
長さ	約 82km	約 29km	約 41km
断層面	高角度（地表付近） 北傾斜 25° （深さ 0.6km 以浅）	高角度 （地表付近）	高角度 （地表付近）
最新活動時期	16 世紀以後、17 世紀以前	15 世紀以後	15 世紀以後、18 世紀以前
再来間隔	約 1,000－1,500 年	約 1,500－1,800 年	約 700－1,300 年
マグニチュード （将来の活動）	8.0 程度 もしくはそれ以上	7.3 程度	7.5 程度
ずれの量 （将来の活動）	8m 程度 もしくはそれ以上	3m 程度	4m 程度
地震後経過率 （T/R）	0.2－0.5	0.4 以下	0.2－0.9
発生確率 （30 年以内）	ほぼ 0－0.4%	0.01% 以下	ほぼ 0－11%

※参照：「中央構造線断層帯（金剛山地東縁－由布院）の長期評価（第二版）」

（平成29年12月19日地震調査研究推進本部地震調査委員会）

第3 南海トラフ

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として大地震が繰り返し発生していることが知られている。

1 南海トラフで発生する地震

南海トラフは、四国南岸から駿河湾沖に至る約700kmの細長い海盆である。

南海トラフで発生する大地震は、四国や紀伊半島が位置する大陸のプレートと、その下に沈み込むフィリピン海プレートの境界面（以下「プレート境界面」という。）がすべることにより発生する。また、プレート境界面から陸のプレート側に枝分かれした断層（以下「分岐断層」という。）がすべることにより、海洋底の地殻を上下方向に大きく変動させたり、局地的に強い揺れを生じたりすることもある。この他にも、フィリピン海プレート内で発生する地震や海底活断層で発生する地震などがある。

また、震源域全体がすべることで発生する地震が、南海トラフの「最大クラスの地震」である。この「最大クラスの地震」の震源域は、過去の地震、フィリピン海プレートの構造、海底地形等に関する特徴など、現在の科学的知見に基づいて推定されたものである。最大クラスの地震が発生すれば、震源域の広がりから推定される地震の規模はM9クラスとなる。

2 過去の地震について

歴史記録より、南海トラフでは、白鳳（天武）地震（684年）から現在までの1,400年間に、

M8クラスの大地震が少なくとも9回起きていることが分かっている。それらの歴史地震の多くは、南海地域で発生する地震、東海地域で発生する地震、両域にまたがる地震（両者が同時に発生する。）に大別される。歴史地震の震源域を見ると、地震が同時に発生しない場合であっても、数年以内の差でもう一方の領域で地震が発生している。繰り返し間隔の長さと比較すると、これらはほぼ同時に活動していると見なせる。

過去に起きた大地震の発生間隔は、既往最大と言われている宝永地震（1707年）と、その後発生した安政東海・南海地震（1854年）の間は147年であるのに対し、宝永地震より規模の小さかった安政東海・南海地震とその後発生した昭和東南海（1944年）・南海地震（1946年）の間隔は約90年と短くなっている。このことは、宝永地震（1707年）以降の活動に限れば、次の大地震が発生するまでの期間が、前の地震の規模に比例するという時間予測モデルが成立している可能性を示している。時間予測モデルには、様々な問題点があることが指摘されているものの、このモデルが成立すると仮定した場合、昭和東南海・南海地震の規模は、安政東海・南海地震より小さいので、室津港（高知県）の隆起量を基に次の地震までの発生間隔を求めると、88.2年となる。現時点（2022年1月1日）では昭和東南海・南海地震の発生から既に約70年以上が経過しており、次の大地震発生の切迫性が高まっていると言える。

3 南海トラフで発生する地震の多様性について

南海地域における地震と東海地域における地震は、同時に発生している場合と、若干の時間差（数年以内）をもって発生している場合がある。東海地域の地震でも、御前崎より西側で、断層のすべりが止まった昭和東南海地震（1944年）と、駿河湾の奥まですべりが広がったと考えられている安政東海地震（1854年）では、震源域が異なる。また、宝永地震（1707年）の震源域は、津波堆積物などの調査結果から、昭和南海地震（1946年）や安政南海地震（1854年）の震源域より西に広がっていた可能性が指摘されている。慶長地震（1605年）は揺れが小さいが、大きな津波が記録されている特異な地震であり、明治三陸地震（1896年）のような津波地震であった可能性が高いとされる。また、南海トラフでは、分岐断層が確認されており、過去にはプレート境界だけではなく、分岐断層がすべることによる地震も起きていたと指摘されている。

さらに、海底堆積物や津波堆積物などの地質学的な証拠から明らかになってきた地震の痕跡は約5,000年前まで遡ることができ、史料から推定することができる白鳳（天武）地震（684年）より前にも、南海トラフで大地震が繰り返し起きていたことが分かった。また、津波堆積物の痕跡が残る宝永地震（1707年）クラスの大地震は、300～600年間隔で発生していることが明らかとなった。しかし、津波堆積物から推定される地震の年代範囲が幅広いため、異なる地点の津波堆積物の対応関係を明らかにし、先史地震の震源域の広がりを正確に把握することは困難である。なお、高知県の蟹ヶ池では、約2,000年前の津波堆積物とその年代の前後の津波堆積物に比べて厚く、既往最大と言われている宝永地震（1707年）より大きな津波が起きた可能性も指摘されている。

上述のように、南海トラフで発生する大地震は、これまで仮定されたような、「地震はほぼ同じ領域で、周期的に発生する」という固有地震モデルでは理解できず、多種多様なパターンの地震が起きていることが分かってきた。

4 次の地震について

過去に起きた大地震の震源域の広がりには多様性があり、現在のところ、これらの複雑な発生過程を説明するモデルは確立されていない。そのため、従来の評価方法を踏襲し、前の地震から次の地震までの標準的な発生間隔として、時間予測モデルから推定された88.2年を用いた場合、南海トラフで大地震が発生する可能性は、時間が経過するにつれ高まり、今後30年以内の地震発生確率は70%から80%となる。

なお、最大クラスの地震については、過去数千年間に発生したことを示す記録はこれまでのところ見つかっていない。そのため、定量的な評価は困難であるが、地震の規模別頻度分布から推定すると、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものと考えられる。

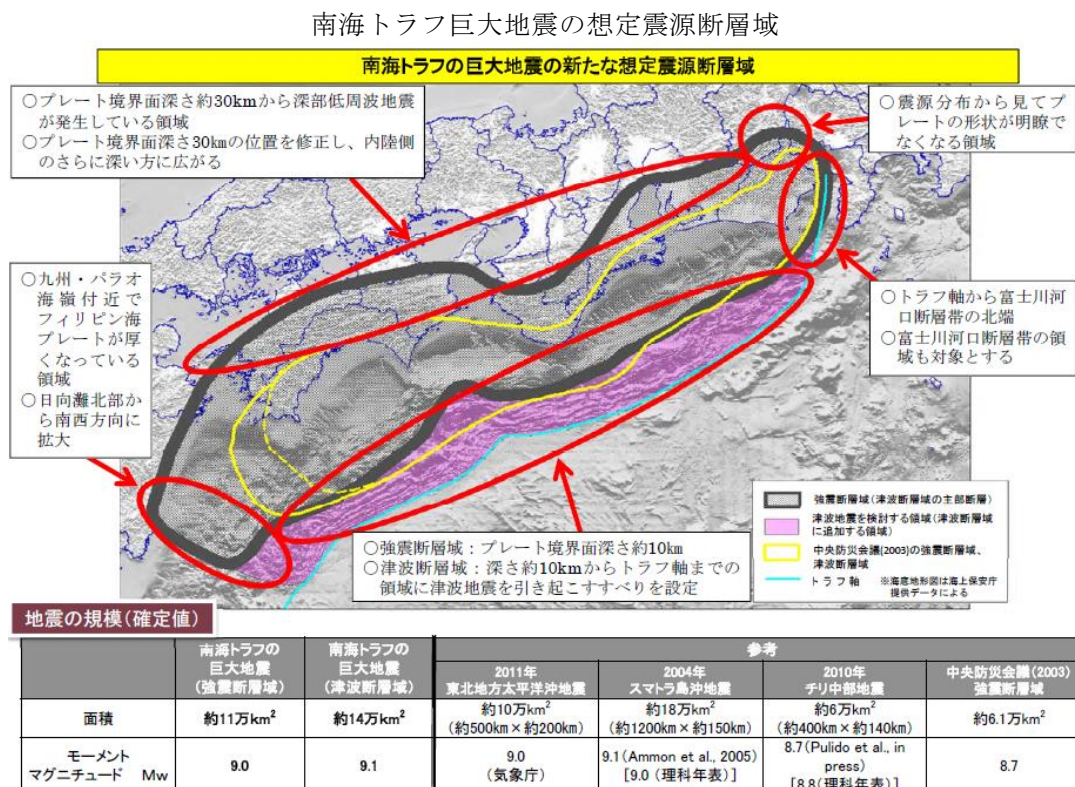
第4 安芸灘～伊予灘～豊後水道

安芸灘～伊予灘～豊後水道においては、震源域は特定できないものの、主に西北西に沈み込むフィリピン海プレート内部（深さ40～60km）が破壊される（ずれる）ことによってM6.7～M7.4の大地震が発生する可能性がある。1649年以降にM6.7～M7.4の地震が領域内で6回発生しており、代表的な地震は1905年の芸予地震（M7.2）、2001年の芸予地震（M6.7）である。

第5 地震想定

国は、東日本大震災の教訓から、南海トラフにおける東海、東南海地震の震源モデルを見直し、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「南海トラフ巨大地震」の被害想定を公表した。

愛媛県においては、この「南海トラフ巨大地震」の想定震源断層域にほぼ全域が含まれているほか、本県を横断する中央構造線断層帯の地震や、安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する芸予地震にも留意する必要があることから、平成12～13年度に実施した「愛媛県地震被害想定調査」を見直すこととし、平成25年6月10日に震度分布、津波浸水想定等、平成25年12月26日に人的、物的、経済被害及び対策を講じた場合の被害軽減等を公表した。



※「南海トラフの巨大地震モデル検討会」平成25年3月31日公表

1 目的

本県に最大クラスの被害をもたらす地震の規模や人的、物的被害等の状況を明らかにすることにより、県や市町の地震防災・減災対策の基礎資料とし、事前の予防対策や地震発生後の応急活動体制の強化を図るとともに、具体的な被害軽減効果を示すことにより、県民の防災・減災に係る意識の向上を図り、自助・共助の取組を促進することを目的とする。

2 調査の内容

- (1) 地震動・液状化・土砂災害の想定
- (2) 津波の想定
- (3) 建物被害
- (4) 屋外転倒、落下物の発生
- (5) 人的被害
- (6) ライフライン被害
- (7) 交通施設被害
- (8) 生活支障
- (9) その他被害
- (10) 経済被害（直接被害）
- (11) 被災シナリオ

3 前提条件

- (1) 季節、時刻等の想定シーン

季節・発生時刻については、被害様相が異なる特徴的な次の3シーンにより検討した。さらに、火災による被害は、風速によって被害の様相が異なるため、平均風速と強風時の風速により検討を行った。

- (2) 想定地域単位

震度分布、液状化危険度、被害想定・・・125mメッシュ

津波高・浸水想定、津波に係る被害想定・・・10mメッシュ

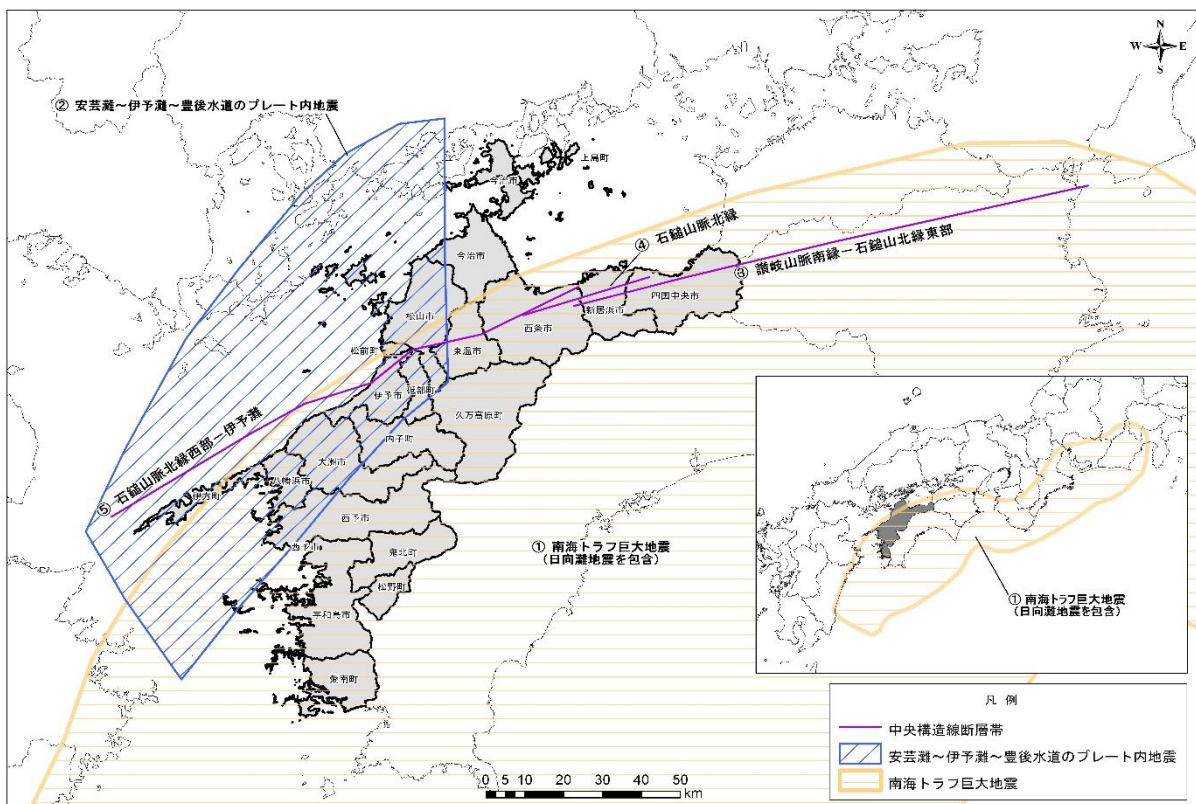
想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜	・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また、津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。
夏 12時	・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。 ・海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
冬 18時	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的

被害や交通機能支障による影響が大きい。

4 想定する地震

本調査では、国の科学的知見等に基づき、愛媛県における最大クラスの想定地震を設定した。

名 称	マグニチュード
①南海トラフ巨大地震	9.0（津波:9.1）
②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（芸予地震）	7.4
③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震（中央構造線断層帯）	8.0
④石鎚山脈北縁（岡村断層）の地震（中央構造線断層帯）	7.3
⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘（中央構造線断層帯）	8.0



第6 地震被害想定調査結果

県がまとめた「愛媛県地震被害想定調査（平成25年6月）」による本市の想定調査結果は、次のとおりである。

1 地震動

想定地震における震度分布状況

区分	想定ケース等	最大震度	震度7	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5弱	震度4	震度3以下
①南海トラフ巨大地震	基本ケース	6強	0.0%	1.3%	9.6%	20.6%	68.4%	0.0%	0.0%
	陸側ケース	7	4.3%	14.2%	81.4%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	東側ケース	6強	0.0%	0.3%	9.2%	18.9%	71.5%	0.0%	0.0%
	西側ケース	6強	0.0%	0.1%	10.1%	19.5%	70.4%	0.0%	0.0%
	経験的手法	6強	0.0%	8.9%	90.8%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側	ケース1 (北から破壊)	6弱	0.0%	0.0%	0.2%	11.7%	71.2%	16.9%
		ケース2 (南から破壊)	5強	0.0%	0.0%	0.0%	5.2%	65.6%	29.2%
	②'南側	ケース1 (北から破壊)	5強	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	9.2%	90.6%
		ケース2 (南から破壊)	5弱	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	97.2%	1.8%
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震	ケース1 (東から破壊)	6弱	0.0%	0.0%	6.9%	28.5%	36.0%	28.5%	0.0%
	ケース2 (西から破壊)	6強	0.0%	0.7%	14.5%	28.5%	46.2%	10.1%	0.0%
④石鎚山脈北縁の地震	ケース1 (東から破壊)	6強	0.0%	0.7%	7.5%	40.9%	45.3%	5.5%	0.0%
	ケース2 (西から破壊)	6強	0.0%	1.4%	16.7%	41.2%	38.8%	1.9%	0.0%
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震	ケース1 (東から破壊)	7	1.2%	13.9%	28.8%	55.2%	0.9%	0.0%	0.0%
	ケース2 (西から破壊)	6強	0.0%	6.2%	28.8%	58.9%	6.2%	0.0%	0.0%

想定地震における西条市の最大震度

西条市	①南海トラフ巨大地震	安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震		③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震	④石鎚山脈北縁の地震	⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震
		②北側	②'南側			
	7	6弱	5強	6強	6強	7

2 液状化危険度

液状化指数と液状化の可能性

液状化指数 (PL)	液状化危険度
$30.0 < PL$	液状化危険度が極めて高い。
$15.0 < PL \leq 30.0$	液状化危険度がかなり高い。
$5.0 < PL \leq 15.0$	液状化危険度が高い。
$0.0 < PL \leq 5.0$	液状化危険度が低い。
$PL = 0.0$	液状化危険度がかなり低い。

想定地震における液状化の危険度

区分		想定ケース等	最大値	$30 < PL$	$15 < PL \leq 30$	$5 < PL \leq 15$	$0 < PL \leq 5$	$PL = 0$
①南海トラフ巨大地震		基本ケース	68.1	7.8%	3.8%	5.6%	6.4%	76.4%
		陸側ケース	76.7	11.8%	8.7%	2.6%	0.5%	76.4%
		東側ケース	66.5	7.7%	3.7%	5.0%	7.2%	76.4%
		西側ケース	66.3	7.4%	4.1%	6.8%	5.3%	76.4%
		経験的手法	72.7	10.6%	7.3%	5.2%	0.5%	76.4%
安芸灘～伊予灘～豊後 水道のプレート内地震	②北側	ケース1 (北から破壊)	41.4	0.5%	3.8%	7.0%	10.9%	77.7%
		ケース2 (南から破壊)	26.8	0.0%	1.1%	4.0%	16.3%	78.6%
	②'南側	ケース1 (北から破壊)	26.1	0.0%	0.2%	1.5%	15.2%	83.1%
		ケース2 (南から破壊)	4.2	0.0%	0.0%	0.0%	8.7%	91.3%
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震		ケース1 (東から破壊)	55.0	3.7%	4.2%	3.6%	9.1%	79.5%
		ケース2 (西から破壊)	63.5	4.7%	5.4%	5.2%	5.8%	78.9%
④石鎚山脈北縁の地震		ケース1 (東から破壊)	48.0	2.9%	6.2%	4.4%	7.4%	79.1%
		ケース2 (西から破壊)	68.7	5.3%	5.4%	7.4%	4.0%	78.0%
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震		ケース1 (東から破壊)	66.5	9.4%	6.7%	4.1%	3.4%	76.4%
		ケース2 (西から破壊)	53.8	7.1%	7.5%	5.3%	3.8%	76.4%

3 土砂災害危険度

土砂災害危険度ランク

ランク	土砂災害危険度
A	危険度が高い。
B	危険度がやや高い。
C	危険度が低い。

想定地震における土砂災害の危険度

区分		想定ケース等	急傾斜地崩壊危険箇所 (砂防課所管)				山腹崩壊危険地区 (森林整備課所管)			
			箇所数	箇所数			箇所数	箇所数		
				A	B	C		A	B	C
①南海トラフ巨大地震		基本ケース	254	23	71	160	176	7	47	122
		陸側ケース	254	203	51	0	176	102	74	0
		東側ケース	254	20	72	162	176	7	43	126
		西側ケース	254	20	71	163	176	5	43	128
		経験的手法	254	202	52	0	176	102	74	0
安芸灘～伊予灘～豊後 水道のプレート内地震	②北側	ケース1 (北から破壊)	254	5	61	188	176	0	35	141
		ケース2 (南から破壊)	254	1	61	192	176	0	34	142
	②'南側	ケース1 (北から破壊)	254	0	33	221	176	0	20	156
		ケース2 (南から破壊)	254	0	21	233	176	0	10	166
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部 の地震		ケース1 (東から破壊)	254	25	72	157	176	10	43	123
		ケース2 (西から破壊)	254	30	78	146	176	15	49	112
④石鎚山脈北縁の地震		ケース1 (東から破壊)	254	30	85	139	176	15	56	105
		ケース2 (西から破壊)	254	42	93	119	176	21	61	94
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震		ケース1 (東から破壊)	254	120	107	27	176	71	64	41
		ケース2 (西から破壊)	254	105	122	27	176	55	66	55

区分		想定ケース等	地すべり危険箇所 (砂防課所管)				地すべり危険箇所 (森林整備課所管)			
			箇所数	箇所数			箇所数	箇所数		
				A	B	C		A	B	C
①南海トラフ巨大地震		基本ケース	38	2	21	15	11	0	6	5
		陸側ケース	38	38	0	0	11	8	3	0
		東側ケース	38	2	19	17	11	0	5	6
		西側ケース	38	2	20	16	11	0	5	6
		経験的手法	38	38	0	0	11	8	3	0
安芸灘～伊予灘～豊後 水道のプレート内地震	②北側	ケース1 (北から破壊)	38	0	14	24	11	0	5	6
		ケース2 (南から破壊)	38	0	14	24	11	0	5	6
	②' 南側	ケース1 (北から破壊)	38	0	10	28	11	0	3	8
		ケース2 (南から破壊)	38	0	6	32	11	0	1	10
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部 の地震		ケース1 (東から破壊)	38	8	12	18	11	2	4	5
		ケース2 (西から破壊)	38	10	14	14	11	2	4	5
④石鎚山脈北縁の地震		ケース1 (東から破壊)	38	13	13	12	11	2	4	5
		ケース2 (西から破壊)	38	14	14	10	11	3	4	4
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震		ケース1 (東から破壊)	38	21	17	0	11	6	5	0
		ケース2 (西から破壊)	38	18	20	0	11	4	6	1

区分		想定ケース等	地すべり危険箇所 (農地整備課所管)			
			箇所数	箇所数		
				A	B	C
①南海トラフ巨大地震		基本ケース	23	0	5	18
		陸側ケース	23	12	11	0
		東側ケース	23	0	4	19
		西側ケース	23	0	5	18
		経験的手法	23	12	11	0
安芸灘～伊予灘～豊後 水道のプレート内地震	②北側	ケース1 (北から破壊)	23	0	3	20
		ケース2 (南から破壊)	23	0	2	21
	②' 南側	ケース1 (北から破壊)	23	0	1	22
		ケース2 (南から破壊)	23	0	0	23
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部 の地震		ケース1 (東から破壊)	23	2	0	21
		ケース2 (西から破壊)	23	2	5	16
④石鎚山脈北縁の地震		ケース1 (東から破壊)	23	2	2	19
		ケース2 (西から破壊)	23	2	6	15
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震		ケース1 (東から破壊)	23	10	7	6
		ケース2 (西から破壊)	23	8	6	9

4 津波想定結果

(1) 津波到達時間

代表地点における津波到達時間

代表地点名	最短津波到達時間（分）						最高津波水位
	±20cm	+1m※	+2m	+3m	+5m	+10m	
東予港	5	222	-	-	-	-	461

※+1m：津波水位から初期潮位を引いた波高が+1mになった時間（+2m以上も同様）

(2) 最高津波水位

代表地点における最高津波水位

代表地点名	地域海岸名	最高津波水位		
		(T. P. m)	うち塑望平均満潮位 (m)	うち津波波高 (m)
東予港	燧灘	3.4	1.9	1.5

(3) 浸水面積、最大浸水深

浸水面積及び最大浸水深

市町名	浸水面積 (ha)						最大浸水深 (m)
	1cm以上	30cm以上	1m以上	2m以上	5m以上	10m以上	
西条市	3,360	3,145	2,649	1,741	-	-	4.2

5 定量的な被害

県がまとめた「愛媛県地震被害想定調査（平成25年12月）」による本市の想定調査結果は、次のとおりである。なお、上記想定地震による被害を推計した結果、愛媛県に最大の被害をもたらす地震は、「南海トラフ巨大地震（陸側ケース）」であり、以下では、想定される最大の被害を示す。

(1) 建物被害

南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による西条市の建物被害

市町名	全壊棟数（棟数）／冬18時					
	揺れ	液状化	土砂災害	津波	地震火災（焼失）	合計
西条市	14,574	1,466	12	3,890	13,191	33,132

市町名	半壊棟数（棟数）／冬18時				
	揺れ	液状化	土砂災害	津波	合計
西条市	11,832	1,866	29	3,814	17,541

(2) 人的被害

南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による西条市の人的被害

市町名	死者数（人）／冬深夜						
	建物倒壊		土砂災害	津波	火災	ブロック塀 倒壊等	合計
		うち屋内収 容物等					
西条市	826	47	1	2,592	230	0	3,648

市町名	負傷者数（人）／冬深夜						
	建物倒壊		土砂災害	津波	火災	ブロック塀 倒壊等	合計
		うち屋内収 容物等					
西条市	5,179	700	1	82	121	0	5,383

市町名	自力脱出困難者・要救助者（人）／冬深夜	
	揺れに伴う自力脱出困難者	津波による要救助者
西条市	2,373	49

(3) ライフライン被害

南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による西条市のライフライン被害

市町名	直後／冬18時					
	上水道		下水道		電力	
	断水人口 （人）	断水率 （％）	支障人口 （人）	支障率 （％）	停電軒数 （軒）	停電率 （％）
西条市	55,957	99.8	63,845	99.8	59,329	99.8

市町名	直後／冬18時					
	通信（固定電話）		都市ガス		LPガス	
	不通回線数 （回線）	不通回線率 （％）	供給停止戸数 （戸）	供給停止率 （％）	容器転倒戸数 （戸）	ガス漏洩戸数 （戸）
西条市	41,317	95.3	0	－	1,365	963

(4) 交通施設被害

南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による西条市の交通施設被害

市町名	交通施設			
	道路	鉄道	港湾	
	被害箇所数 （浸水域内外） （箇所）	被害箇所数 （浸水域内外） （箇所）	港湾 （箇所）	漁港 （箇所）
西条市	23	64	53	5

(5) 生活支障

南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による西条市の生活支障

市町名	生活支障／冬18時					
	避難者（人）					
	避難者計 （1日後）	避難所	避難者計 （1週間後）	避難所	避難者計 （1ヶ月後）	避難所
西条市	54,448	34,734	54,757	34,228	76,145	22,844

市町名	生活支障／冬18時					
	帰宅困難者（人）		物資不足量			
	帰宅 困難者	居住ゾーン 外への外出者	（1～3日後）		（4～7日後）	
			食糧（食）	飲料水（ℓ）	食糧（食）	飲料水（ℓ）
西条市	15,737	16,842	259,664	225,157	495,917	497,704

市町名	生活支障／冬18時					
	医療機能支障（人）		仮設住宅 必要世帯数	仮設トイレ不足量		
	入院不足量	外来不足量	自力生活再建 困難者世帯数 （世帯）	1日後 （基）	1週間後 （基）	1ヶ月後 （基）
西条市	1,950	2,839	6,881	116	114	76

(6) その他被害

南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による西条市のおその他被害

市町名	その他被害／冬18時							
	災害廃棄物		災害時 要援護者 （人）	文化財の被害			孤立集落	
	災害廃棄 物（万t）	津波堆積 物（万t）		揺れ （施設）	火災 （施設）	津波 （施設）	農業集落 （集落）	漁業集落 （集落）
西条市	236	195	7,701	0	0	0	10	0

市町名	その他被害／冬18時					
	ため池被害					
	危険度ランク A		危険度ランク B		危険度ランク C	
	危険箇所数 （箇所）	保全世帯数 （世帯）	危険箇所数 （箇所）	保全世帯数 （世帯）	危険箇所数 （箇所）	保全世帯数 （世帯）
西条市	68	1,914	56	633	31	288

市町名	その他被害／冬18時			
	漁漁施設被害		農業被害	
	漁場被害面積 （㎡）	漁船被害数 （隻）	液状化 被害面積 （㎡）	津波浸水 被害面積 （㎡）
西条市	4,318,236	377	58,058,419	20,065,914

第2章 災害予防対策

津波による被害を最小限にとどめるためには、日常における教育・訓練の実施、施設の耐浪性確保及び住民の生活確保等に係る対策の実施が重要である。

本章においては、これらの災害予防活動及び対策について定める。

第1節 津波災害予防対策の基本的な考え方

市は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

第1 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、次の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- 1 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- 2 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講ずる。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

また、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

第2 過去に遡った津波の想定

市は、津波の想定に当たっては、古文書等の史料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づいて県が行う被害想定調査を参考とする。

第3 津波想定に係る留意点

県においては、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行っている。

市は、県が算定した被害想定を基に、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じ得る地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。

また、地震を原因とする津波だけでなく、大規模な地すべり等によって生じる津波もあり得ることに留意する。

第2節 防災思想・知識の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時から、災害に対する備えを心掛けるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）には自らの判断で自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、市は、市民等に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、市は、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、津波及び防災に関する知識の普及・啓発活動を住民等に対して行う。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

第1 市職員に対する教育

市職員としての確かつ円滑な津波防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- 1 津波に関する基礎知識
- 2 市地域防災計画（津波災害対策編）と市の津波防災対策に関する知識
- 3 津波警報等を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識
- 4 津波が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- 5 南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報（以下「南海トラフ地震臨時情報等」という。）の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 6 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- 7 家庭及び地域における津波防災対策
- 8 家庭の津波対策と自主防災組織の育成強化対策の支援
- 9 津波対策の課題その他必要な事項

なお、上記3、4、5及び6については、毎年度、各課室等において、所属職員に対し、十分に周知しておく。

また、各課室等は、所管事項に関する津波防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

さらに、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努める。

第2 教職員及び児童生徒等に対する教育

市教育委員会及び学校長は、前記第1に掲げる市職員に準じて教職員への教育を行うとともに、学校における体系的な防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材の充実や消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進を図るなど、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が地震に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、学校安全に関する手引き（文部

科学省作成ほか)等を基に、学校安全計画及び災害に関する必要な事項(防災組織・分担等)を定めたマニュアルを策定する。

- 1 小学校及び中学校における防災推進事業を実施するとともに、関連する教科、特別活動等において、児童生徒等の発達の段階を考慮しながら津波に関する基礎知識を修得させるほか、津波発生時や南海トラフ地震臨時情報等発表時の対策(防災訓練等による避難場所、避難経路の確認等)の周知徹底を図る。
- 2 児童生徒等を対象に防災タウンウォッチング等防災教育プログラムの推進により地域の危険箇所や防災設備等の確認を実施するとともに、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。
- 3 中学校、高等学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。
- 4 学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する理解向上に努める。

第3 市民に対する防災知識の普及

市は、津波発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、消防本部、防災士、自主防災組織、自治会等と連携し市民ワークショップを通じた市民防災力の醸成を図るとともに、コミュニティハザードマップ等の作成を通じ防災に関する知識の普及・啓発を図る。

その際には、高齢者等要配慮者への対応や被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。

1 一般啓発

(1) 啓発の内容

ア 津波に関する基礎知識

- ・地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。
- ・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。
- ・第一波よりも、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること。
- ・強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性 など

イ 津波警報等に関する知識

ウ 津波が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識

- ・沿岸部はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震(震度4程度)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
- ・避難に当たっては原則として徒歩によることとし、自動車は利用しないこと。
- ・自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと など

エ 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識

- オ 防災関係機関等が講ずる津波防災対策等に関する知識
- カ 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- キ 津波浸水予測範囲に関する知識
- ク 津波想定の不確実性
 - ・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。
 - ・特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。
 - ・避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。
 - ・津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図る など
- ケ 避難場所、避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- コ 非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、自動車へのこまめな満タン給油等、家庭における防災対策に関する知識
- サ 応急手当等看護に関する知識
- シ 避難生活に関する知識
- ス 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識
- セ コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- ソ 早期自主避難の重要性に関する知識
- タ 防災士の活動等に関する知識

(2) 啓発の方法

- ア ケーブルテレビ等の活用
- イ インターネット（市ホームページ）の活用
- ウ 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- エ 映画、DVDの利用
- オ 講演会、講習会の実施
- カ 広報車の巡回
- キ 防災訓練の実施
- ク 各種ハザードマップの利用及び公共施設などへの掲示
- ケ 視覚的周知
 - ・過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。
- コ 「西条市防災100年誌」の活用
- サ 「30年後の君たちへ」の活用
- シ 防災マニュアルの作成と活用

2 社会教育を通じた啓発

市及び市教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等

を通じて津波防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の津波防災に寄与する意識を高める。

(1) 啓発の内容

市民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

(2) 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

3 各種団体を通じた啓発

市は、各種団体に対し、研修会、講演会、DVD等の貸出し等を通じて防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

市は、西条市消防本部と連携して、危険物を取り扱う施設や劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、津波発生時における施設管理者のとりべき措置について知識の普及に努める。

5 「えひめ防災の日」、「えひめ防災週間」及び津波防災の日における啓発

市は、「えひめ防災の日（12月21日）」を含む「えひめ防災週間（12月17日～12月23日までの一週間）」及び「津波防災の日（11月5日）」においては、その趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

6 市民作業部会の提案を通じた啓発

市は、西条市防災対策研究協議会市民作業部会から提案されたアイデアの実現に努めるものとする。

7 地域の協力体制づくり

市は、社会福祉施設の利用者や保育所、幼稚園の園児などは単独で避難するのが困難なことから、自主防災組織や自治会と連携して助け合う体制づくりの支援に努めるものとする。

第4 企業の活動

各企業は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献など）を十分に認識し、各企業において、災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、事業所の耐浪化の実施や、防災体制の整備、予想津波に対する復旧計画の策定や各計画の点検・見直しのほか、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災訓練などの防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る企業は、国や県、市などが実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、企業の防災に関する取組を企業自身が積極的に評価等することなどにより、企業の防災力の向上を図る。

このため、市は、県と連携して企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼び掛け、防災に関するアドバイスをを行うよう努める。

第5 普及の際の留意点

1 津波ハザードマップの活用

ハザードマップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、ハザードマップが安

心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うこと、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとることへの理解の促進に努める。

広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。

2 津波防災意識の向上のための防災教育

どのような状況であっても一目散に高台等へ避難する意識を基本とした防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

3 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

5 防災地理情報の整備等

市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

6 防災と福祉の連携等

県及び市町は、防災担当部局と福祉担当部局等が連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者に対し、適切な避難行動等に関する理解の促進を図る。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

第3節 自主防災組織の活動

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」を準用する。

第4節 事業者の防災対策

風水害等対策編第2章第4節「事業者の防災対策」を準用する。

第5節 ボランティアによる防災活動

風水害等対策編第2章第5節「ボランティアによる防災活動」を準用する。

第6節 防災訓練の実施

風水害等対策編第2章第6節「防災訓練の実施」の定めるところによるが、特に津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予測時間や最大クラスの津波の高さを踏まえ、通信手段が被災した場合の代替手段による情報伝達や、声掛けやサイレン等により周囲の行動を促す訓練、より高台を目指す二段階避難の実施など、具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

第7節 業務継続計画の策定

市及び事業者は、津波による浸水が想定される施設等における災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の策定に努めるものとする。

第1 業務継続計画の概要

業務継続計画とは、災害時に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ事前に準備しておく対応方針を計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、バックアップシステムやオフィスの確保などを規定したものである。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第2 市の業務継続計画

市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

また、市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

第8節 津波に強い地域づくり

大規模地震に伴う津波災害を予防するため、海岸保全施設等の整備、避難関連施設の整備、公共施設等の津波対策、ライフラインの耐浪化、危険物等施設の安全確保を進め、津波に強い地域を形成する。

第1 海岸保全施設等の整備の基本的考え方

市は、海岸堤防・護岸、水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林、盛土構造物・護岸・胸壁・閘門等津波防護施設（漁港施設、港湾施設、海岸保全施設、河川管理施設等を除く。）の整備を実施するとともに、各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

市及び施設管理者は、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用する。

市及び施設管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。

市及び施設管理者は、老朽化した海岸保全施設等について、長寿命化計画の作成・老朽化対策の実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

第2 津波に強い地域の形成

1 津波防災対策の推進

市は、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

津波対策の実効性を高めるためには、地域防災計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図る必要があることから、関係部局による共同での計画作成など、最大クラスの津波による浸水リスクを踏まえた、津波防災の観点からの地域づくりに努める。

市は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。

2 津波災害警戒区域に指定された際の市の活動

県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害警戒区域（※1）、津波災害特別警戒区域（※2）や災害危険区域（※3）の指定について、必要に応じて検討を行い、措置を講ずるものとする。

市は、県により津波災害警戒区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、当該区域ごとに、警報及び注意報等、津波に関する情報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として災害上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地等について定めるもの

とする。

市は、市地域防災計画において、津波災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として災害上の配慮を要する者が利用する施設について市地域防災計画に定めるときは、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報、警報及び注意報等の伝達に関する事項を定めるものとする。

また、津波災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設について市地域防災計画に定めるときは、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報、警報及び注意報等の伝達に関する事項を定めるものとする。

市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

津波災害警戒区域をその区域に含む市は、市地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

さらに、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

※1 津波災害警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第53条）

津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域で知事が指定する区域

※2 津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第72条）

警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域

※3 災害危険区域（建築基準法第39条）

災害津波等による危険の著しい区域を、住居の用に供する建築物の建築の禁止等、建築物の建築に関する災害防止上必要な制限を行うために地方公共団体が定める。

第3 海岸保全施設等の整備

本市における海岸保全施設は、未整備海岸や老朽化した施設や堤防の嵩上げの必要な箇所が多いため、海岸管理者は、津波等により被害が生じるおそれがある地域を重点として、愛媛県海岸保全基本計画に基づき、農林水産省（農村振興局・水産庁）、国土交通省（水管理・国土保全局・港湾局）所管の海岸の整備促進に努め、住民の生命と財産を守り、避難等の円滑化を図る。

第4 避難関連施設の整備

市は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努める。

1 指定緊急避難場所

市は、津波から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、指定緊急避難場所の整備を行う。

- (1) 指定緊急避難場所は、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。
- (2) 指定緊急避難場所は、できるだけ海面の状況が確認できる場所を選定する。
- (3) 津波や火災等により、指定緊急避難場所が孤立するおそれのある場所においては、長時間の避難に備え、必要最低限の水や食糧、雨や寒さ等への対策に努める。
- (4) さらに高いところへの移動が困難な指定緊急避難場所においては、想定以上の津波のことを考え、浮き輪や救命胴衣、ロープ等を備え、助かるための最大限の対策をするよう努める。
- (5) (1)の指定緊急避難場所は、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

2 津波避難ビル等の整備・指定

市は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

また、市は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

3 避難路の確保

市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、次に掲げる点に留意し、避難路等を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

- (1) 整備に当たっては、いち早く高台に上るための避難階段や最短経路で逃げるための避難路となるよう配慮する。
- (2) 避難路の整備に当たっては、次のことを十分考慮するものとする。

ア 避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生、夜間や荒天時の避難 等

イ 指定緊急避難場所等が河川や丘陵沿いにある場合に、大きく迂回する必要があることや、避難路の途中に危険箇所がある場合は災害時の通行に支障となり得ること。

第5 公共施設等の津波対策

1 浸水危険性の低い場所への施設の整備

行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、次の対策を図るものとする。

- (1) 建築物の耐浪化
- (2) 非常用電源の設置場所の工夫
- (3) 情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄、燃料調達体制の整備など施設の防災拠点化

また、行政庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設については、特に津波災害対策に万全を期すものとする。

さらに、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策にも努める。

2 浸水危険性の低い場所への誘導

1において、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地した場合には、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。

第6 ライフラインの耐浪化

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、ライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

1 電話施設

電話施設については、ケーブル、交換機等の配置や構造に十分配慮するものとし、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努める。

2 電力施設

電力施設についても、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努める。

3 水道施設

水道施設についても、主要施設は津波による被災の危険性の高い場所には設置せず、やむを得ず危険性の高い場所に設置する場合には、耐浪化はもとより停電対策や浸水対策等の耐災害性の強化を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を図る。

4 下水道施設

下水道施設については、生活空間から下水を速やかに排除するため、揚水の機能を確保する対策を図るよう努めるとともに、汚水においては、公衆衛生の面から消毒の機能を確保する対策を図るよう努める。

また、放流施設から津波が遡上することも想定し、逆流防止対策を図るよう努める。

5 ガス施設

ガス施設についても、耐浪性に配慮した整備を行うとともに、平素から定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備など災害予防対策を推進する。

6 廃棄物処理施設

市町は、被災して一時停止した一般廃棄物処理施設等を修復・復旧するための点検手引きをあらかじめ作成する。さらに、ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等の廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、修復・復旧に必要な資機材等の備蓄に努める。

第7 危険物等施設の安全確保

市及び県は、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の津波に対する安全性の確保、防災訓練の積極的実施等を促進する。

第9節 津波避難体制の整備

津波発生時の伝達体制の整備をはじめ、津波警戒等の周知徹底、避難場所等の指定及び周知等、津波からの防護・避難のための施設の整備等、住民等の避難誘導體制、交通対策、市が管理・運営する施設に関する津波対策を講ずることで、津波体制の整備を進める。

第1 伝達体制の整備

- 1 市は、様々な環境下にある住民等及び職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

また、津波警報や避難指示を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結び付けるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮する。

市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地津波に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。

- 2 市は、住民、防災職員等に対する津波警報等の伝達手段として、防災行政無線の整備及び職員参集システムの導入を推進するとともに、沿岸地域への津波警報伝達の範囲拡大を図るため、サイレン等多様な手段を確保する。また、地震発生後、短時間で来襲する津波に対しては、津波警報等や避難指示等の情報伝達が間に合わないことがあるため、海岸付近で強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、直ちに海面監視を開始するよう、監視人、監視場所の選定、監視情報の伝達方法等について計画を整備しておく。監視場所の選定に当たっては、対応にあたる者の安全確保に留意する。
- 3 市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。また、市は避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。なお、市は、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。
- 4 関係機関は、津波警報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、合同で津波警報伝達等の訓練を実施する。

第2 津波警戒等の周知徹底

市は、一般住民等に対して広報紙等を活用し、津波警戒に関する次の内容の周知徹底を図るとともに、津波の危険や避難方法等について広く周知啓発する。

- 1 市は、県と協力して、過去の津波災害事例及び現況調査等も参考に、津波危険予想図を作成する等、住民への広報に努める。
- 2 市は、海浜利用者等が速やかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施

設及び誘導のための標識等の整備に努める。

- 3 津波浸水想定地域の住民に対して、強い地震を感じた場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市等からの指示を受ける前でも、直ちに海岸から離れ、避難ビル、高台又は避難場所等へ避難することなど、住民のとるべき行動について周知徹底を図る。

第3 指定緊急避難場所等の指定及び周知等

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、住民の生命・身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される津波の緒元に応じ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、本地域防災計画に定める。なお、市は、避難所施設の管理者や自主防災組織等と避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための避難所運営の留意点～対策ガイドライン～」(県作成)などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

なお、市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

また、市はこれらの指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておく。

さらに、要配慮者に配慮し、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等の借上げ、社会福祉施設への緊急入所等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保や男女、子供のニーズの違い等にも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の定義

指定緊急避難場所	災害から一時的、緊急的に避難する場所
指定避難所	被災者等を必要な期間滞在させるための施設

(2) 指定の基準

指定緊急避難場所及び指定避難所の基準

指定緊急避難場所	指定避難所
① 災害時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものであること。	① 避難者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は、1名につきおおむね5㎡以上を目安とし、感染予防や良好な避難所生活に必要な面積の確保に努めること。
② 被災が想定されない安全区域内に立地していること。	② 速やかに避難者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造又は施設を有すること。
③ 安全区域外に立地する場合は、災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有するものであること。	③ 想定される災害による影響が比較的少なく、

指定緊急避難場所	指定避難所
④ 要避難地区の全ての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置すること。なお、避難場所の必要面積は、避難者1名につきおおむね2㎡以上を目安とする。 ⑤ 地区分けをする場合は、町内会、自治会等の単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。 なお、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。 また、災害の想定等により指定緊急避難場所を近隣市町に設ける必要が生じた場合は、近隣市町と避難先を検討する。	災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。 ④ 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。 ⑤ なるべく被災地に近く、かつ集団的に避難者等を収容できること。 なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。 また、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営について役割分担等を定めるよう努める。

(3) 福祉避難所の指定

災害時に高齢者、障がい者等の援護が必要となる要配慮者については、市内の社会福祉施設と連携し、一時的に収容保護を行うこととするが、要配慮者が多数に及ぶときは、資料編に掲げる施設を福祉避難所として速やかに開設できるよう、必要な設備の整備やヘルパー、福祉ボランティア等の協力体制の確立を図る。

市町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

また、市町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

資料編2-1、2-2指定緊急避難場所・指定避難所一覧

2-4 福祉避難所一覧

2 避難路の指定

市は、避難場所の指定に併せ、市街地の状況等に応じて次の基準により避難路を選定・整備する。

- (1) 避難路は、緊急車両の通行等を考慮し、必要な幅員を有するものとする。
- (2) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路には、火災、爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮する。
- (4) 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- (5) 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

資料編2-9 避難路一覧

3 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の周知徹底

市は、住民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること等について日頃から住民等への周知徹底に努める。

市は、県の災害情報システム機能を拡充、システム連携のスマートフォン向け避難支援アプリ等の構築等の支援を受け災害時の避難を円滑にする。

4 指定避難所の設備及び資機材の配備

市は、高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者及び男女や子供のニーズにも配慮して、必要な次の設備及び資機材をあらかじめ指定避難所に配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

- (1) 防災行政無線及び衛星携帯電話等の通信機材
- (2) 放送設備
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (4) テレビ、ラジオ等の災害情報の入手機器
- (5) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (6) 給水用機材
- (7) 救護施設及び医療資機材
- (8) 物資の集積所
- (9) 仮設の小屋又はテント
- (10) 携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ又はマンホールトイレ
- (11) 防疫用資機材
- (12) 清掃用資機材
- (13) 工具類
- (14) 非常電源
- (15) 日用品
- (16) 備蓄食料及び飲料水
- (17) その他粉ミルクや紙おむつ、生理用品、マスク、消毒液、ダンボールベッド、パーティション等

5 市等の避難計画

- (1) 市の避難計画

市の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織の育成等を通じて平素から避難体制の確立を図る。

避難計画作成時の留意事項	
ア	避難指示の伝達方法
イ	避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
ウ	避難場所、避難所への経路及び誘導方法（特に要配慮者への配慮）
エ	避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
	(ア) 給水措置
	(イ) 給食措置
	(ウ) 毛布、寝具等の支給
	(エ) 衣料、生活必需品の支給
	(オ) 負傷者に対する応急救護
オ	避難所の管理に関する事項
	(ア) 避難収容中の秩序保持
	(イ) 避難民に対する災害情報の伝達
	(ウ) 避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底
	(エ) 避難民に対する相談業務
カ	災害時における広報
	(ア) 防災行政無線、広報車、市メール配信システム及び緊急速報メールによる周知
	(イ) 避難誘導員による現地広報
	(ウ) 住民組織を通じた広報
キ	夜間及び休日、荒天時等あらゆる条件下における避難誘導體制の整備

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を図る。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、学校管理下内の児童生徒が避難する場所、経路、時期及び誘導、並びにその指示伝達の方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。

イ 学校及び市教育委員会においては、義務教育及び高等学校等の児童生徒等を集団的に避難させる場合に備えて、避難場所の選定、収容施設の確保、並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。

ウ 病院等においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合における収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

エ 南海トラフ地震防災対策推進地域内の津波浸水想定地域内の特定事業者は、津波からの円滑な避難に関する事項を定めた「南海トラフ地震防災対策計画」を作成する。

6 避難マニュアルの作成支援

市は、自治会をはじめ、企業や保育所、幼稚園などの避難マニュアルの作成を支援する。

7 避難所運営マニュアルの策定

市は、避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮し、誰もが

避難所の設置や運営のノウハウを理解できるような分かりやすいマニュアルを策定するよう努める。

また、円滑な避難所運営体制の構築を図るため、住民も参画して感染症対策等も踏まえた実行性の高い避難所ごとの運営マニュアルの策定に取り組むとともに、良好な生活環境の確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

動物同行避難が可能な避難所については、避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。

第4 津波からの防護・避難のための施設の整備等

- 1 河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者並びに市は、地震が発生した場合、水門や陸閘等の操作にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、的確な操作を行うものとし、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。

- 2 河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者並びに市は、必要に応じ次の事項について別に定める。
 - (1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
 - (2) 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
 - (3) 水門や陸閘等の閉鎖を行う操作員等の安全管理に配慮しつつ、迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
 - (4) 津波により孤立が懸念される地域の臨時ヘリポート、港湾、漁港等の整備の方針・計画
 - (5) 防災行政無線の整備等の方針・計画
- 3 急傾斜地崩壊防止施設等の管理者は、施設の背後地等が緊急時の避難場所として利用可能な場合、住民が安全に避難できるよう階段工等の整備に努める。
- 4 道路管理者は、津波発生時における道路利用者の安全確保を図るため、津波浸水想定区域内の道路において、道路防災対策及び改良整備、円滑な避難誘導支援対策、津波被害軽減のための防災意識の向上対策を実施する。
 - (1) 道路防災対策及び改良整備

道路管理者は、津波発生時における避難路を確保するため、耐震点検等で対応が必要とされた橋梁、法面等及び未改良区間について、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路、その他緊急性の高い路線及び箇所から順次、補強対策や改良整備を実施する。

- (2) 円滑な避難誘導支援対策

道路管理者は、津波警報発表時等における避難活動を支援するため、道路情報提供装置等を適切に配置・操作し、リアルタイムでの情報提供に努める。あわせて、落下、倒壊のおそれのある付属施設等の補強対策を実施し、避難活動の円滑化に努める。

- (3) 津波被害軽減のための防災意識の向上対策

道路管理者は、道路利用者及び沿線住民の防災意識を高めるとともに、津波発生時の避難行動に役立てるため、標識柱等の道路施設に海拔情報を付加する。

- (4) 道路施設の長寿命化対策

道路管理者は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施

し、その適切な維持管理に努める。

第5 住民等の避難誘導体制

1 津波避難計画の策定等

市は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、津波による浸水想定区域、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

愛媛県津波浸水想定で水深30cm以上の浸水が想定される区域（字、町丁目）において、南海トラフ地震特別措置法施行令第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、津波からの円滑な避難の確保に関する事項及び時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項及び時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項等を定めた「南海トラフ地震防災対策計画」を作成する南海トラフ地震防災対策計画を策定するとともに訓練等の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

2 避難方法の周知

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、地方公共団体は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。検討に当たっては、県警察と調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

3 避難誘導・支援にあたる者の安全確保

市町は、消防職団員、水防団員、警察官、市町職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避し、安全を確保するため、これらの者の避難に要する時間に配慮した上で、津波到達時間内での防災対策や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。

4 避難行動要支援者支援体制の強化

高齢者や障がい者などの避難行動要支援者、外国人、出張者及び旅行者等を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者等に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図る。

市は、避難行動要支援者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防

災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

5 発災時における避難・受入方法の確立

市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

市は、県の災害情報システム機能の拡充やシステム連携のスマートフォン向け避難支援アプリ等の構築等支援を受け、避難の円滑化を図る。

さらに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

第6 交通対策

1 道路

県公安委員会及び道路管理者と協議の上、津波来襲のおそれがある箇所の交通規制や避難路に関する交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知する。

道路管理者は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

また、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、（一社）愛媛県建設業協会等と協定を締結し体制の整備を図るとともに、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

2 海上

今治海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、必要な海域監視体制の強化や船舶交通を制限するほか、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を待避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施する。また、港湾管理者は、津波襲来のおそれがある場合、港湾利用者を避難させるなどの安全確保対策を講ずるほか、海上漂流物の効果的な回収体制の構築等について、関係者と協力して検討を進めていくものとする。

3 鉄道

鉄道管理者は、走行路線に津波の発生により危険度が高くなると予想される区間がある場合等における運行の停止やその他運行上の措置を講ずる。

また、乗客や駅構内に滞在する者の避難誘導計画等を定める。

第7 市自らが管理又は運営する施設に関する津波対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、西部支所、各サービスセンター、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりである。

なお、具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

（ア） 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切

な伝達方法を検討すること。

- (イ) 指定緊急避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても、直ちに来場者等が避難できるよう、伝達方法を明示すること。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備等の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、県防災通信システム（地上系・衛星系）、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

イ 学校等にあつては、

(ア) 当該学校等が市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

(イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

(3) 社会福祉施設等にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のために必要な措置

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 市対策本部が設置される本庁又は消防本部庁舎、西消防署庁舎、西部支所及び各サービスセンターの管理者は、前記1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、市対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 市対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断する。

第10節 孤立地区対策

風水害等対策編第2章第25節「孤立地区対策」を準用する。

第11節 市民生活の確保対策

津波が発生した場合の市民の生活や安全を確保するため、食料や生活物資等の確保、医療救護・防疫体制等の確立などに努める。

また、市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

さらに、市は県と共に、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第1 食料及び生活必需品等の確保

1 市の活動

市は、災害が発生した場合の市民の生活や安全を確保するため、平素から、食料、生活必需品、医薬品等の備蓄に努めるとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄状況の確認及び関係者間での情報共有を行う。また、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進するとともに、それらの物資を各指定避難所に確実に届けるための物資供給体制の整備を図る。

備蓄を行うに当たって、大規模な津波災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

輸送に関し、市は、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、空港等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点（物資拠点）、市が開設する地域内輸送拠点（物資集積場所）を経て、各指定避難所に緊急に必要な食料及び生活必需品（以下「緊急物資」という。）を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

物資の調達・供給活動に関し、被災者の生活の維持のため必要な生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するように努める。

市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

- (1) 非常持ち出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の備蓄
- (2) 孤立が想定される地区における備蓄の推進
- (3) 市内における緊急物資流通在庫調査の実施
- (4) 市内における緊急物資調達及び配分計画の策定

- (5) 流通在庫がなく確保が困難な物資の備蓄の推進
- (6) 大量調達可能な小売業者等との災害時応援協定の締結促進
- (7) 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討
- (8) 住民が行う家庭内備蓄等の推進
- (9) 給食計画の策定

資料編2-11 備蓄品一覧

2 市民の活動

- (1) 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
- (2) (1)のうち、3日分程度の非常食料を含む非常持ち出し品の準備
- (3) 自動車へのこまめな満タン給油
- (4) 自主防災組織等による助け合い活動の推進
- (5) 緊急物資の共同備蓄の推進

第2 飲料水の確保

1 市の活動

- (1) 食料及び生活必需品等と同様に緊急援護物資備蓄の一環として、飲料水の備蓄に努める。
- (2) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- (3) 給水車、給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備するとともに、貯水槽を設置する。
- (4) 住民及び自主防災組織等に対し、貯水や応急給水について啓発・指導を行う。
- (5) 水道工事業者等との協力体制を確立する。
- (6) 災害時応援協定等による飲料水の供給体制を整備する。

2 市民及び自主防災組織の活動

(1) 市民（家庭）における貯水

- ア 貯水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。（うち3日分程度を非常持ち出し用として準備）
- イ 貯水には、水道水等衛生的な水を用いる。
- ウ 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水漏れ、破損しないものとする。

(2) 自主防災組織を中心とする飲料水の確保

- ア 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。
- イ 災害時に利用が予定される井戸、泉、河川等の水は水質検査等を実施して、市の指導の下に利用方法をあらかじめ検討しておく。
- ウ 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム等の資機材を整備する。

第3 物資供給体制の整備

災害が発生した場合に各指定避難所に確実に緊急物資を届けるため、平常時から緊急物資の供給体制の整備について次の措置を行う。

特に地域内輸送拠点（物資集積場所）から指定避難所等に至る輸送（ラストワンマイル）について、市は、物流事業者、自衛隊などの国の機関等様々な機関と連携して行う必要がある。

1 市の活動

- (1) 地域内輸送拠点（物資集積場所）の選定、点検及び運営管理方法等の検討
- (2) 指定避難所までの緊急物資の輸送手段の確保
- (3) 被災者に物資を確実に届けるための、物資に関する情報収集・要請・調達・輸送体制の整備
- (4) 緊急通行車両等への優先的な燃料供給体制の整備
- (5) 公用車及び輸送協定等を締結した民間事業者等の車両に対する、緊急通行車両の事前届出制度の積極的な活用の推進

第4 医療救護体制の確保

大規模な津波災害が発生した際には、医療機関の機能低下や交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力により早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。

1 実施方針

- (1) 被災者に対する医療救護は、原則として市が行う。市は西条市医師会及び市内医療機関の協力を得て実施するものとするが、市だけでは対応が困難な場合は、隣接市、県その他の関係機関の応援を得て行う。
- (2) 災害の発生に伴い、市民の生命と健康の安全を脅かす事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市は、市の被害状況及び救急・救助活動状況等の情報を収集・把握し、状況により県に対して健康被害の発生予防、拡大防止、治療等の広域的救護活動を迅速に実施するよう要請する。
- (3) 市は、県が実施した地震被害想定調査結果における死傷者数等を勘案しながら自然災害や大規模事故の発生に備え策定した医療活動要領に基づき、救護所の設置、救護班の編成、救護病院又は救護診療所（以下「救護病院等」という。）の患者受入れ、医薬品・医療資機材等の確保等に係る諸体制の充実を図る。
- (4) 市は、医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。

2 災害医療コーディネータの設置

- (1) 県は、被災地で必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう、行政や関係機関と連携し、避難所における医療ニーズや医療機関の被災状況、患者受入状況等の情報収集、分析及び伝達と、それを踏まえた各種調整及び要請等を行う災害医療コーディネータを次のとおり設置する。

ア 愛媛県全体の医療救護活動を統括するコーディネータとして、災害対策本部内に統括コーディネータを置く。

イ 各二次医療圏内の医療救護活動を調整するコーディネータとして、災害基幹拠点病院及び災害拠点病院に災害拠点病院コーディネータを置く。

ウ 市内の医療救護活動を調整するコーディネータとして、公立病院コーディネータを置く。

- (2) 県及び災害医療コーディネータは、関係機関と緊密に連携し、平常時から、県単位、地域単位でのネットワーク構築に努めるとともに、災害時の被災地内における医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等についてあらかじめ検討を行う。

災害医療コーディネータの設置一覧

区 分	二次医療圏等	病院区分	設 置 病 院 名
統括コーディネータ (県全体の医療救護活動を統括する。)	全 県	災害基幹 拠点病院	県立中央病院
災害拠点病院コーディネータ (二次医療圏域内の医療救護活動を調整する。)	宇 摩	災害(基 幹)拠点 病院	公立学校共済組合四国中央病院
	新居浜・西条		県立新居浜病院
	今 治		県立今治病院
	松 山		県立中央病院、松山赤十字病院、 愛媛大学医学部附属病院
	八幡浜・大洲		市立八幡浜総合病院
	宇和島		市立宇和島病院
公立病院コーディネータ (市町内の医療救護活動を調整する。)	新居浜・西条	公立病院	西条市立周桑病院
	松 山		久万高原町立病院
	八幡浜・大洲		市立大洲病院、西予市立宇和病院
	宇和島		鬼北町立北宇和病院 県立南宇和病院

3 医療救護活動の調整

(1) 県は、県単位、地域単位で医療救護活動に係る調整等を円滑かつ迅速に行うため、災害(基幹)拠点病院等に災害医療コーディネータを設置する。

(2) 災害医療コーディネータは、災害時に次の業務を行う。

ア 救護班の受入れ・派遣調整

イ 医療機関間の患者受入れ・搬送調整

ウ 医療機関の医療活動支援に係る調整

エ 医薬品等の調達・供給調整 等

(3) 県及び災害医療コーディネータは、関係機関と緊密に連携し、平常時から、県単位、地域単位でのネットワーク構築に努めるとともに、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等についてあらかじめ検討を行う。

4 初期医療体制の整備

(1) 市における初期医療体制の確立

市は、災害発生後の電話や道路交通等の混雑、不通により、緊急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、災害医療コーディネータ、県及び関係機関と連携し、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等について、あらかじめ検討を行い、市内医療機関及び愛媛県医師会に協力を要請し、初期医療体制を確立する。

ア 救護所は、原則として地区ごとに学校等の避難者の収容人数が大きい施設に開設する。

また、救護所を開設した場合は防災行政無線等により広報を行うほか、救護所を開設した旨の標識を掲げ住民に周知する。救護所の設置箇所を定め、住民に周知を図る。

イ 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。

ウ 市内の医療機関及び愛媛県医師会の協力により、救護班を編成する。

エ 救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。

オ 応急手当等の家庭看護の普及を図り、自主防災組織等による自主救護体制の整備に努め

る。

(2) 救護班の種類及び編成

県は、災害時に速やかに救護班を派遣する体制を整備するため、あらかじめ救護班の種類及び編成を定めるとともに、既に締結している協定に基づき、愛媛県医師会等の協力を得ながら医療救護活動を行う。

ア 救護班の種類

- (ア) 県立病院の職員による救護班
- (イ) 日本赤十字社愛媛県支部所属職員による救護班
- (ウ) 愛媛県医師会会員による救護班
- (エ) 愛媛県歯科医師会会員による救護班
- (オ) 愛媛大学医学部附属病院、四国がんセンター、愛媛病院及び愛媛労災病院の職員による救護班
- (カ) 公的医療機関の職員による救護班

イ 救護班の編成

救護班の編成単位は、おおむね医師1～2名、保健師、看護師4～5名、事務職員（自動車運転手を含む。）1～2名とする。

なお、災害及び救護業務の状況に応じて人員を増減し、また、薬剤師、助産師等の必要な技術要員を加えることができるほか、救護班の編成主体が別に定めることができる。

また、それぞれの救護班は、あらかじめ救護に必要な医薬品、衛生材料を整備し、招集連絡方法を定めておく。

5 後方医療機関

- (1) 県は、救護所等に配置された救護班の医療で対処できない重症者及び中等症者を収容するため、救護病院等を選定するとともに、災害時における広域的な地域医療の拠点として災害拠点病院を、また、災害基幹拠点病院を指定している。

区 分	指 定 基 準
救 護 病 院	全ての病院を選定
救 護 診 療 所	旧町村の区域で病院がなく、かつ公立の診療所がある場合に1か所程度選定
災 害 拠 点 病 院	二次医療圏ごとに1か所（松山圏域にあっては2か所）指定
災 害 基 幹 拠 点 病 院	県内に1か所指定

- (2) 救護病院等は、災害が発生した際に速やかに救護班を派遣できる体制を整備する。
- (3) 救護病院等は、入院患者の移送及び通院患者への適切な対応を含めた災害対策マニュアル及び業務継続計画の作成に努めるとともに、職員に周知徹底を図るほか、防災訓練の実施や参加により実効性の向上に努める。
- (4) 救護病院等は、津波に対する安全性の確保に配慮するとともに、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、貯水槽等の整備を図り、停電時、断水時でも対応できるように努める。また、災害による交通・通信の遮断を想定し、他地域からの支援が得られるまでの間の救護活動に必要な医薬品、診療材料、医療機器等の備蓄に努める。
- (5) 救護病院等のうち災害医療コーディネータの設置病院は、衛星携帯電話等の通信手段の確保をはじめ、災害医療コーディネータが行う地域内の医療救護の調整・実施に必要な機能や

体制の充実に努める。

資料編2-16 医療機関一覧

6 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、医療機関の被害状況や医療機関における収容負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した愛媛県広域災害・救急医療情報システム(えひめ医療情報ネット)の活用を図るなど情報通信手段の充実・強化に努める。

7 難病患者等の状況把握

市は、平常時の保健医療活動を通じて、難病患者、精神疾患等の慢性疾患患者、人工呼吸器や人工透析等の在宅医療を受けている患者の状況と医療を提供できる機関に関する情報の把握に努める。

8 医薬品、医療資機材等の確保体制の整備

市は、避難生活に必要な医薬品等の備蓄に努める。

9 災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施

市は、一般住民に対する緊急蘇生法などの家庭看護、トリアージの意義やメンタルヘルスなどの災害時における医療救護、献血者登録等に関する普及啓発に努めるとともに、医療関係者に対する災害医療に関する訓練の実施・参加を推進する。

10 市民及び自主防災組織が実施すべき事項

市民及び自主防災組織は、医療救護を受けるまでの応急手当の技術の習得、軽度の傷病に対応できる医薬品等の備蓄に努める。

また、市民は、献血者登録に協力する。

第5 防疫・衛生活動の確保

市は、津波災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、次により、防疫体制の確立を図る。

- 1 防疫実施計画を作成する。
- 2 防疫用薬剤の調達計画を作成する。
- 3 災害発生時に直ちに防疫活動が実施できる体制を整備する。
- 4 住民が行う防疫活動及び保健活動について普及啓発を図る。

第6 保健衛生活動体制の整備

津波災害の発生に伴う被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制を迅速に整備する。

1 情報収集体制の整備

市は、地震災害時に保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努める。

2 保健衛生活動に関する体制整備

市町は、津波発災後迅速に保健師等による保健衛生活動が行えるよう体制を整備する。また、必要に応じ、保健師、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)等の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時保健衛生活動マニュアルの整備、研修、訓練の実施等体制整備に努める。

第7 し尿処理体制の確保

1 市が実施すべき事項

- (1) 県が実施した地震被害想定調査結果に基づき、発生するし尿の応急処理計画を定める。
- (2) し尿処分地の選定及び仮設トイレの資機材を備蓄する。

2 市民が実施すべき事項

- (1) し尿の自家処理に必要な器具等を準備する。
- (2) 自主防災組織の清掃班を中心として、資機材の点検を行い、必要に応じ仮設トイレの設置場所を選定する。

第8 ごみ処理体制の確保

1 市が実施すべき事項

- (1) 県が実施した地震被害想定調査結果に基づき、発生する廃棄物の応急処理計画を定める。
- (2) 住民及び自主防災組織に対し、廃棄物の応急処理方法や廃棄物を処理する上での役割分担を明示し、協力を求める。
- (3) ごみの臨時収集場所の選定及び清掃のための資材について準備する。

2 市民が実施すべき事項

- (1) ごみの自家処理に必要な器具等を準備する。
- (2) 自主防災組織の清掃班が中心となり、地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を選定するとともに、ごみ処理資材の準備をする。

第9 災害廃棄物の処理体制の整備

市は、市災害廃棄物処理計画を策定し、災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場の確保に努めるものとし、県はその整備に協力する。

第12節 要配慮者の支援対策

風水害等対策編第2章第17節「要配慮者の支援対策」を準用する。

第13節 広域応援体制の整備

風水害等対策編第2章第18節「広域応援体制の整備」を準用する。

第14節 情報通信システムの整備

風水害等対策編第2章第24節「情報通信システムの整備」を準用する。

第15節 災害復旧・復興への備え

風水害等対策編第2章第26節「災害復旧・復興への備え」を準用する。

第3章 災害応急対策

津波災害は、「避難」を中心とした対応をすることにより、被害の発生を極力減少させることができるなど、他の災害と応急対策が異なるため、その応急対策の基本方針を次のとおり定める。

第1節 災害発生直前の対策

第1 津波警報等の伝達

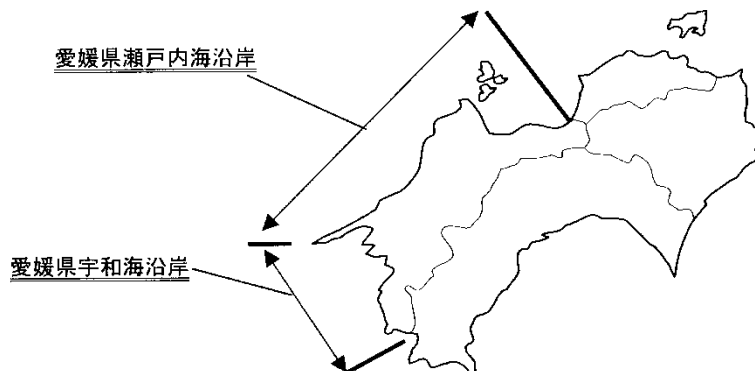
津波警報等の第一報は、住民等の避難行動の根幹をなす情報となり、応急対策を実施する上で不可欠な情報であることから、防災関係機関相互の連携の下、迅速かつ的確に伝達する。

1 国（気象庁）の津波警報等

(1) 津波警報等の伝達

地震が発生し、次の事項に該当する場合に、松山地方気象台は、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）や大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報等を県及び関係機関へ伝達する。

ア 下の図に示す県内の津波予報区（瀬戸内海沿岸及び宇和海沿岸）に津波警報、津波注意報、津波予報が発表された場合



イ その他必要と認める場合

(2) 津波予報・地震情報等の種類（発表時刻順）

資料編1-31 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、津波予報、地震情報等の種類と内容

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、津波予報の解説

気象庁により、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらを基に沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（一部の地震〔日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震〕については最速2分程度）を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報を、津波予報区単位で発表される。

また、大津波警報、津波警報、津波注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表される。

なお、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、津波予報で発表される。

(ア) 大津波警報・津波警報・注意報の種類

予 報 の 種 類		発表基準	発表される津波の高さ	
			数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表
特別警報	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
			10m (5m<予想高さ≤10m)	
			5m (3m<予想高さ≤5m)	
警報	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
注意報	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない。)

(イ) 津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載）
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さ
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

(ウ) 津波予報の種類

種類	内容
津波が予想されないとき。	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき。	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

イ 地震情報に使用される用語の解説

用 語	説 明
震 度	ある地点での地震動の強さをいう。 「計測震度計」により観測される。地震が起こったとき、地震が同じ加速度で揺れたとしても、揺れの周期により人体の感じ方は違う。このため、計測震度計は測定した加速度を周期により補正し、計測震度を算出している。
震 度 観 測 点	計測震度計が設置されている場所をいい、原則として市町村に1か所程度設置されている。

用 語	説 明
地 域 震 度	全国を188地域に分け、その地域内の震度観測点（市町村単位）で観測された最大震度をいう。 愛媛県では、愛媛県東予、中予、南予の3地域に分けて発表される。
震 源 要 素	発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード）
震 源	地震発生の際に、地球内部の岩石の破壊が開始した地点をいう。
震 央	震源の真上に当たる地表の地点をいい、震源地ともいう。
マグニチュード	地震の規模の大きさを数字で示したのがマグニチュードで、一般には「M」という記号により示される。
群 発 地 震	本震と呼べるような、とび抜けて大きな地震を含まず、観測される地震の数が多地震をいう。ある程度活動規模が大きく、単位時間当たりの発生頻度が高い場合に使用される。

(3) 情報の流れ

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波及び地震に関する情報の流れは、資料編に掲げるとおりとする。

資料編1-31 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、津波予報、地震情報等の種類と内容
--

(4) 情報伝達の留意事項

気象台（松山地方気象台）は、地震の規模がマグニチュード8を超えるような過小推計の可能性のある巨大地震に対しては、過小推計とならないよう発表し、その後詳細な状況が明らかになった時点で津波高さの予測値についてより確度の高い津波警報等に更新する。

また、津波警報等の発表・伝達に当たって、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫する。

津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど津波の特性や、津波警報等が発表されている間は、津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

(5) 情報の伝達系統

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波及び地震に関する情報の伝達系統は資料編に掲げるとおりとする。

資料編1-31 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、津波予報、地震情報等の種類と内容
--

2 市の活動

(1) 津波に対する措置

ア 「大津波警報」又は「津波警報」が発表されたとき。

ただちに住民、漁協、港湾関係者等及び海浜の遊客に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難指示を伝達する等必要な措置をとる。

イ 「津波注意報」が発表されたとき。

(ア) 海面の監視及び情報の収集を行う。その結果、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、住民に対して避難指示の必要な処置をとる。

(イ) 住民、漁協、港湾関係者等に適切な手段により伝達し、テレビ・ラジオ・市の情

報に注意するよう呼び掛ける。

（ウ） 海浜の遊客（釣り人・サーファー・遊泳者等）に対し避難の伝達に努める。

ウ 「大津波警報」、「津波警報」又は「津波注意報」は未発表だが震度4程度以上の地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき。

（ア） 海面の監視

対応にあたる者の安全が確保されることを前提に、気象庁（松山地方気象台）から大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は海面の状態を監視する。

（イ） 報道の聴取

地震を感じてから少なくとも1時間は、当該地震又は津波に関するラジオ・テレビ報道を聴取する。

（ウ） 避難指示

海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、市長は住民に対して避難指示の必要な処置をとる。また、海浜の遊客に対して避難の伝達に努める。

（2） 津波情報等の受理・伝達・周知

ア 県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される地震に関する情報等は、市災害対策本部（災害対策本部設置前においては危機管理課）において受理する。

イ 受理した情報については、防災行政無線（同報系）、コミュニティFM、緊急速報メール、有線放送、広報車等を活用して、住民に対して周知徹底を図る。特に、大津波警報の伝達を受けた場合は、直ちに住民等に伝達するものとする。

第2 避難指示

市長は、迅速・的確な避難指示等を行う。

- 1 下記の避難基準に基づいて、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された時は、即座に避難指示を、発令する。

津波の避難基準

種 別	対象情報
避難指示	・ 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合 ・ 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

※ 強い地震（震度4程度以上）を覚知したとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等の情報が入手できない場合でも、直ちに避難指示を行う。

- 2 強い揺れを感じたとき、又は弱い地震であっても長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うものとする。
なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する必要がある。
- 3 津波警報や避難指示の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、

釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。

- 4 地震発生時に市長と連絡がとれない場合は、あらかじめ指定された代理者が避難指示を発令する。
- 5 「地域ごとの津波避難計画」を策定する。

第2節 市の災害応急活動

市内に津波による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は、速やかに市対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、防災関係機関と相互に緊密な連携を図りながら応急対策を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。なお、活動体制は、必要に応じ、災害時業務のカテゴリーごとに班を再編したチーム制を導入することとし、活動体制組織図及び事務分掌は、資料編のとおりとする。

第1 西条市災害対策本部の設置

市長は、市内に津波による被害が発生し、又は発生するおそれがあるときにおいて、その対策を総合的かつ迅速に行うため、市長が必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2及び西条市災害対策本部条例（平成16年条例第16号）の定めるところにより、直ちに西条市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置するものとし、その運用については、おおむね次のとおりとする。

1 市対策本部の設置基準

- (1) 市内に震度5弱以上の地震が発生した場合
- (2) 震度4以下であっても災害が発生した場合
- (3) 大津波警報又は津波警報が発表された場合

2 市対策本部の廃止基準

- (1) 予想される災害の発生がないとき。
- (2) 災害応急対策措置が完了したとき。

3 市対策本部設置及び廃止の公表

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各チーム	庁内放送、口頭、電話、電子メール、市防災行政無線	危機管理監
西部支所、各サービスセンター	電話、電子メール、市防災行政無線	危機管理監
西条市消防本部	電話、電子メール、市防災行政無線	危機管理監
西条市消防団	電話、FAX、電子メール	消防長
一般住民	市ホームページ、報道機関	危機管理監
県東予地方局	県防災通信システム、電話、FAX、電子メールその他迅速な方法	危機管理監
西条警察署 西条西警察署	電話、FAX	危機管理監
報道機関	口頭、電話、FAX、Lアラート（災害情報共有システム）	危機管理監

4 市対策本部の設置場所

市対策本部は、市庁舎新館5階災害対策本部室とするが、市役所庁舎が被災し、使用不能のときは、西条市消防本部庁舎、西消防署庁舎、西部支所、各サービスセンター庁舎、その他本部長が指定する施設の順に代替場所を選定する。本部室には、「西条市災害対策本部」の標示をする。

5 市対策本部の分担任務

(1) 本部長

市長を市災害対策本部長（以下「本部長」という。）とし、本部長は、市対策本部の事務を総括し、各チームを指揮監督する。また、必要に応じて過去に災害対応業務に従事した職員

を災害対策本部等の応援職員として初動対応業務に従事させる。

(2) 副本部長

副市長を市災害対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）とし、副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(3) チーム長

ア 市対策本部にチームを置き、各チームにチーム長を置く。

イ チーム長は、本部長の命を受け、チームに属する応急対策を掌理し、所属のチーム員を指揮監督する。

(4) 副チーム長

ア チームに必要な応じ副チーム長を置く。

イ 副チーム長は、チーム長を補佐し、チーム長に事故があるときは、その職務を代理する。

(5) チーム員

各チームに属する職員は、当該チーム員としてチーム長の命を受けて応急対策に当たる。

(6) 本部連絡員

ア 本部室に、原則として本部連絡員を置く。

イ 本部連絡員は、各チーム長がそれぞれ所管チーム員のうちから指名する者をもって充てる。

ウ 本部連絡員は、各チームの災害に関する情報及び応急対策の実施状況を市対策本部に報告するとともに、市対策本部からの連絡事項を各チームに伝達する。

(7) 情報統括責任者

ア 各チームに、原則として情報統括責任者を置く。

イ 情報統括責任者は、各チーム長がそれぞれ所管チーム員のうちから指名する者をもって充てる。

ウ 情報統括責任者は、各チームの災害に関する情報及び応急対策の実施状況を本部連絡員に報告するとともに、本部連絡員からの連絡事項をチームに伝達する。

6 事務局

(1) 市対策本部に事務局を置く。

(2) 事務局に局長（危機管理監）及び事務局次長（危機管理課長）を置く。

(3) 事務局職員は、危機管理班、総務班、動員班、広報班、秘書班、施設管理班、情報班職員をもってこれに充てる。

7 市長の職務代理者の決定

市長不在時の指揮命令系統の確立のため、職務代理者の順位を次のように定め、市長が事故や不在時等の非常時には、定めた順位により市対策本部の設置を命令し、又は指揮をとる。

第1順位 副市長

第2順位 危機管理監

第3順位 消防長

8 本部会議の開催

市長は、本部会議開催を必要と認めるときは、本部事務局長（危機管理監）に指示して直ちに招集し、市の応急対策活動等の基本的事項について協議する。本部会議は、西条市災害対策

本部組織図に掲げる本部長（市長）、副本部長（副市長）、本部員で構成する。

また、必要に応じてプレスルームを市対策本部に近接する場所に設置し、報道機関との連携強化に努める。

資料編1-6 西条市災害対策本部組織図（災害時・平常時）

9 現地災害対策本部の設置

- (1) 本部長は、災害の現地において、緊急に統一的な防災活動を実施するため、特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。
- (2) 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員をもって組織する。
- (3) 現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、本部長が指名する者をもって充てる。
- (4) 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (5) 県現地災害対策本部との連携

大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が市内に設置された場合は、市対策本部は、県の現地災害対策本部と連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。

第2 市対策本部の組織及び事務分掌

- 1 市対策本部の組織及び事務分掌は、資料編に掲げるとおりとするが、市対策本部が所掌する主な事務は、次のとおりである。

- (1) 津波被害その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- (2) 災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成
- (3) 災害予防及び災害応急対策の実施及び住民の混乱防止に必要な広報
- (4) 消防、水防その他の応急措置
- (5) 被災者の救助、救護、その他の保護
- (6) 施設及び設備の応急復旧
- (7) 防疫その他の保健衛生
- (8) 避難指示の発令及び、緊急安全確保措置の指示
- (9) 緊急輸送の実施
- (10) 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
- (11) 県災害対策本部への報告及び必要な要請
- (12) 県災害対策本部との災害応急対策の連携
- (13) 防災関係機関に対する、資料・情報の提供等の協力要請
- (14) 自主防災組織との連携及び指導
- (15) ボランティア等への支援
- (16) 適切な管理のなされていない空き家等に対する緊急安全確保措置の実施

資料編1-6 西条市災害対策本部組織図（災害時・平常時） 西条市災害対策本部事務分掌

- 2 消防、水防機関は、特に次の事項を重点的に実施する。

- (1) 消防本部及び消防署
 - ア 被害状況等の情報の収集と伝達
 - イ 消火活動、水防活動及び救助活動

- ウ 地域住民等への避難指示の伝達
- エ 火災予防の広報
- (2) 消防団
 - ア 被害状況等の情報の収集と伝達
 - イ 消火活動、水防活動及び救助活動
 - ウ 避難場所の安全確保及び避難路の確保
 - エ 地域住民等の避難場所への誘導
 - オ 住民等の危険区域からの避難の確認
 - カ 自主防災組織との連携、指導、支援

第3 災害発生時の配備体制

市対策本部は、被害を最小限度に防止するため、迅速かつ強力な非常配備体制を整える。非常配備の種別、内容等の基準は、資料編のとおりとする。

なお、各チーム長は、配備基準に基づき配備計画をたて、これをチーム員に徹底しなければならない。

資料編1-7 災害対策本部配備基準

第4 職員動員計画

1 勤務時間内における伝達及び配備

- (1) 大規模な地震が発生した場合は、震度に応じた自動配置とし、該当職員は、速やかに所定の場所へ配置につく。

総務チーム長は、本部長（市長）に連絡するとともに、庁内放送、電話、防災行政無線、市メール配信システムにより職員へ周知の徹底を図る。

- (2) 被害等の状況により、本部長が震度と異なった配備体制をとる決定をした場合は、総務チーム長は、直ちに各チーム長に当該体制を通知するとともに、庁内放送、電話等により周知の徹底を図る。また、西部支所、各サービスセンター、市消防本部等にも速やかに電子メール、電話等により連絡する。

各チーム長は、直ちにチーム員に必要とする業務に従事するよう指示するほか、所管する出先機関にも同様の指示を行う。

配備該当職員は、速やかに所定の場所に配備につき、指示された業務に従事する。配備該当職員以外の職員は、地震情報や被害情報、市対策本部の活動状況等に留意しつつ、緊急招集に備える。

2 勤務時間外における伝達及び配備

- (1) 市職員の対応

勤務時間外における職員の配備は、発生した地震の震度に応じて、緊急参集あるいは自宅待機とする。

なお、甚大な被害が発生し、配備体制の引上げ等により職員を緊急招集する場合には、緊急連絡系統に基づき緊急招集する。

- ア 震度4の地震発生又は津波注意報が発表された場合

配備該当職員は、直ちに参集し、地震情報の収集に努める。他の職員は、テレビ、ラジ

オ等で地震情報に注意するとともに、緊急参集命令にも対応できるよう自宅待機する。

イ 震度5弱の地震発生

配備該当職員は、速やかに参集し、地震情報の収集及び被害状況等の把握に努める。

他の職員は、緊急参集命令に対応できるよう、自宅待機する。

ウ 震度5強の地震発生又は津波警報が発表された場合

配備該当職員は、速やかに参集し、市対策本部の設置、被害状況の把握、広報の実施、県への報告等を行う。

他の職員は、緊急参集命令に対応できるよう、自宅待機する。

エ 震度6弱以上の地震発生又は大津波警報が発表された場合

全職員は速やかに参集する。

(2) 宿日直者の対応

宿日直者は、参集職員が登庁するまで、地震災害の情報収集、関係機関との連絡等を行う。

(3) 職員の自主参集

夜間に地震が発生した場合には、被害状況の把握等にも時間がかかり、また、要員の参集も容易ではない。このため、被害の発生を覚知した場合、又は発生が予測される場合には、配備該当職員以外の職員も自主的に参集する。

(4) 初期活動の実施

夜間に大規模地震が発生した場合には、職員の参集率が低いことが予想される。この場合には、あらかじめ定められた各チームの所掌事務にこだわらず、配備体制が整うまで順次参集した職員により緊急対策班を編成して必要な業務を行う。

緊急対策班は、主に初動期に必要な次の業務を実施する。

ア 地震情報・被害状況収集、広報関係

(ア) 防災行政無線、ケーブルテレビ、広報車による住民への呼び掛け

(イ) 県、警察署等防災関係機関との連絡

(ウ) 消防団、自主防災組織その他住民組織との連絡

(エ) 被害調査班の編成

(オ) 問合せ電話への対応（報道機関、一般）

イ 市対策本部の設置

(ア) 本部室の設置と関係機関への周知

(イ) 必要備品（電話、地図、ホワイトボード、ラジオ、テレビ、ヘルメット、腕章等）の準備

(ウ) 本部会議に関する準備、連絡

(エ) 広域応援要請の検討、決定

ウ 避難所及び救護所の設置

(ア) 避難所の開設

(イ) 住民の避難状況の確認

(ウ) 救護所の設置と救護班の派遣要請

エ 食料、物資の供給

(ア) 備蓄物資の放出

(イ) 関係団体、業者への調達手配

(ウ) 他市町、県への応援要請

オ 水道、トイレ対策

(ア) 上下水道の被害状況調査

(イ) 上下水道の応急復旧

(ウ) 被災者への給水

(エ) 仮設トイレの確保、設置

3 各配備体制における動員体制は資料編のとおりとする。

資料編1-8 災害対策本部動員体制

4 本部職員の腕章等

市対策本部設置の際の腕章等については、風水害等対策編第3章第2節「第4 本部職員の腕章等」に定めるところによる。

第5 職員の応援

各チームにおける災害応急対策の実施に当たって職員が不足するときは、事務局に職員の応援を要請するものとする。総務チームは、本部会議で決定された応援方針に基づき余裕のあるチームのうちから適当なチームを決定し通知する。

なお、市対策本部内における応援でなお不足するときにあっては、県に対して東予地方局を通じて職員の応援又は派遣を要請する。

第3節 通信連絡

風水害等対策編第3章第3節「通信連絡」を準用する。

第4節 情報活動

津波が発生した場合、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）や津波警報等、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり、このため、津波の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなどして、被害規模の早期把握や情報の共有を行う。

第1 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市は、津波による人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波の発生状況、災害通報の殺到状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに東予地方局を通じ県へ連絡する。

ただし、県へ連絡できない場合は、直接消防庁へ連絡するものとするが、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告する。

また、震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、市から直接消防庁へも報告する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

なお、災害通報が殺到している状況を覚知した場合は、その状況を直ちに県及び消防庁へ連絡する。

要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第2 情報活動における連携強化

1 消防、警察等との連携

情報の収集及び伝達は、市対策本部と東予地方局の各相互間のルートを基本として、消防、警察及び各防災関係機関と密接な連携の下に行う。

2 警察官の派遣要請

情報活動の連携強化のため、必要に応じて市対策本部又は西部支所に警察官の派遣を要請する。

第3 収集の連絡

1 処理すべき情報の種類

災害通報状況による被害概況の早期把握を行うとともに、市職員を地域へ派遣するほか、消防団員、自主防災組織の構成員等の中から情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定めるなど、迅速かつ正確な情報の収集に努める。

また、特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係

機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。

市が収集・伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

- (1) 被害状況
- (2) 避難指示若しくは緊急安全確保措置の指示又は警戒区域設定状況
- (3) 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況
- (4) 物資の価格、役務の対価動向
- (5) 金銭債務処理状況及び金融動向
- (6) 避難所の設置状況及び住民の避難生活状況
- (7) 救護所の設置状況並びに周辺医療機関及び病院の活動状況
- (8) 観光客等の状況
- (9) 県の実施する応急対策の実施状況

2 災害発生直後からの災害情報の収集

災害が発生した直後に収集する情報、その後に収集する情報は、おおむね次のとおりである。

災 害 発 生 直 後	そ の 後 の 段 階
1 人命危険の有無及び人的被害の発生状況	1 被害状況
2 家屋等建物の倒壊状況	2 避難指示（緊急）若しくは屋内での待避等の安全確保措置の指示又は警戒区域の設定状況
3 火災、土砂災害等の二次災害の発生状況及び危険性	3 避難所の開設状況
4 河川等の決壊又は津波の発生状況及び危険性	4 住民の避難生活状況
5 避難の必要の有無及び避難の状況	5 食料、飲料水、生活必需物資の供給状況
6 住民の動向	6 電気、水道、下水道、電話等ライフラインの復旧状況
7 道路、橋梁及び交通機関の被害状況	7 医療機関の活動状況
8 電気、水道、下水道、電話等ライフラインの被害状況	8 救護所の設置及び活動状況
9 その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項	9 傷病者の収容状況
	10 道路、橋梁及び交通機関の復旧状況

3 被害項目と調査担当チーム等

市は、被害状況を収集・把握するため、各関係機関・団体等と連携し、各種被害を確実にかつ迅速に入手する（又は提供する）体制を整備する。

各種被害ごとの担当チーム及び協力関係機関・団体等は、次のとおりである。

被害等の区分	担当チーム	協力関係機関
総合被害	危機管理チーム	—
市有財産被害	総務チーム	—
商工業関係被害	生活再建チーム	各商工会・商工会議所
火災発生	危機管理チーム 消防チーム	自主防災組織等
水防情報	〃	東予地方局建設部

被害等の区分	担当チーム	協力関係機関
医療施設被害	医療保健チーム	西条市医師会
衛生施設被害	環境衛生チーム	収集運搬業者
社会福祉施設被害	被災者支援チーム	民生児童委員、社会福祉協議会
住家等一般被害	生活再建チーム	自主防災組織、市内建設業者等
土木施設被害	応急復旧チーム	東予地方局建設部、市内建設業者等
農林水産業関係被害	応急復旧チーム	市内各農業協同組合、各漁業協同組合
上・下水道関係被害	応急復旧チーム	市内管工業者等
教育関係被害	被災者支援チーム	教育施設管理者

注 上記のほか、ライフライン関係被害は、それぞれの事業者から入手するとともに、市の被害状況を伝達する。

4 情報収集の手段及び手法

市対策本部は、市防災行政無線、衛星携帯電話等により情報を収集するほか、次の手段、方法を用いる。

(1) 自主防災組織等を通じた収集

各地区における初期の情報収集は、自主防災組織等に協力を求めて実施する。

(2) 職員派遣による収集

災害が発生したときは、直ちに災害調査班を編成し、被害状況の調査を実施する。必要に応じて、職員を地域に派遣し、情報収集に当たる。

(3) 参集途上の職員による収集

勤務時間外において津波が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。

(4) 参集不能時の措置

甚大な被害を受け、市対策本部への参集が困難な職員は、居住地周辺、居住地の指定避難収容施設周辺等の情報収集に当たらせる。

(5) 県への応援要請

被害が甚大で情報の収集及び状況調査が不可能な場合や調査に専門的な技術を必要とする場合は、県又は関係機関に応援を要請する。

(6) 防災関係機関からの収集

情報の収集、調査については、警察、県及び関係機関と十分連絡をとる。

(7) ヘリコプターによる情報収集

甚大な被害により市の被害状況の全容が不明等の場合は、市長は、東予地方局を通じて、県、県警察、海上保安本部、自衛隊等ヘリコプターを所有する各機関に情報収集のための偵察活動を要請する。

ア 火災発生場所、延焼の状況

イ 津波等の発生状況

ウ 道路被害状況（道路交通機能確保状況）

エ 建築物の被害状況（概括）

オ 公共機関及び施設の被害状況

カ 住民の動静、その他

5 災害情報の取りまとめ

- (1) 県災害対策本部から通知される津波に関する情報等は、市対策本部（市対策本部設置前においては危機管理課）において受理する。
- (2) 受理した情報については、防災行政無線、緊急速報メール、広報車、市ホームページ等を活用して、伝達手段の多重化・多様化に努め、住民に対して周知徹底を図る。
- (3) 各チームで収集した情報は、各チーム長に集約し、危機管理監が取りまとめ、本部長に報告するほか、東予地方局を通じ県に報告する。

第4 情報の伝達

県との情報の収集・伝達は、県防災通信システムをはじめ多様な通信手段で行う。

また、市民への伝達は、防災行政無線、緊急速報メール、市メール配信システム、市ホームページ、ケーブルテレビ、広報車等の情報伝達手段を活用するほか、自主防災組織等の協力を得て行う。

状況によっては、県を通じて報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者に緊急放送を依頼し、ラジオ、テレビ、ポータルサイト等を用いて住民への周知徹底を図る。

第5 報告及び要請事項の処理

1 報告責任者

県への災害状況の報告は、危機管理監が行う。

2 県へ報告すべき災害の範囲

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するとき。
- (2) 市が対策本部を設置したとき。
- (3) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告する必要があると認められるとき。
- (4) 地震が発生し、市内で震度4以上を記録したとき。
- (5) その他特に県から報告の指示をされたとき。

3 県災害対策本部に対する報告及び要請

- (1) 市対策本部は、被害状況、要請事項や市の災害応急対策実施状況、災害対策本部設置状況等を速やかに県災害対策本部に対し報告又は要請を行う。

ただし、県災害対策本部に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。なお、連絡がつき次第、県災害対策本部にも報告する。

情報及び要請すべき事項の主なものは、次のとおりである。

ア 緊急要請事項

イ 被害状況

ウ 市の災害応急対策実施状況

なお、消防機関への通報が殺到した場合及び市の区域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）は、直ちにその状況を県災害対策本部及び直接消防庁へも、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、把握できた範囲で、報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市は第一報後も引き続き報告を行う。

県の連絡先

区 分	県防災通信システム（地上系）	N T T回線
県庁防災危機管理課	県防災：6-5000-2317	089-912-2317
東予地方局 総務県民課防災対策室	県防災：6-5010-213	0897-56-3731

注 自局は、西条市役所：6

総務省消防庁の報告先

回 線 別	区 分	平日（9：30～18：15） ※応急対策室	左記以外 ※消防防災危機管理セン ター（宿直室）
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電 話	6-048-500-9043422 （応急対策第一係）	6-048-500-9049101
	F A X	6-048-500-9049033	6-048-500-9049036

注 自局は、西条市役所：6

(2) 報告の方法

報告は次の方法により行う。ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝令により報告する等あらゆる手段を尽くして報告しなければならない。

ア 県防災通信システム

イ 電話

ウ F A X

エ インターネット

(3) 報告の内容と時期

ア 発生報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、市が災害を覚知したとき直ちに即報する。

なお、報告に当たっては、迅速を旨とし、概況を「災害発生報告」（様式1）に示す事項について報告することとし、特に人的被害、家屋被害を優先して報告する。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、逐次詳細を報告するもので、「中間報告・最終報告」（様式2の1、2の2）に定める事項について、判明した事項から逐次報告し、即報が2報以上にわたるときは先報との関連を十分保持するため一連番号に付して、報告時刻を明らかにする。

また、報告に当たっては、西条警察署及び西条西警察署等と緊密な連絡をとりながら行う。

なお、報告の基準については、資料編の「災害の被害認定基準」による。

ウ 最終報告

被害確定報告であるので、正確な調査結果を、災害応急対策終了後10日以内に、「中間報告・最終報告」（様式2の1、2の2）により行う。

エ その他即報事項

次に掲げる事項が発生した場合、市は直ちに報告する。

- (ア) 市対策本部（水防本部等を含む。）を設置又は解散したとき。
- (イ) 市長が自ら災害に関する警報を発したとき。
- (ウ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保措置の指示を行ったとき。

(4) 報告様式

「災害発生報告」（様式１）、「中間報告・最終報告」（様式２の１、２の２）は、資料編に掲載の「災害情報報告様式」による。

資料編10-1 災害情報報告様式

11-3 災害の被害認定基準

第6 大規模災害時における市の行政機能の確保状況の把握

震度６弱以上の地震が発生した場合、市における行政機能について、チェックリストを作成し、総務省市町村課に報告する必要があることから、市は、「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」取扱要領に従い、県に報告するものとする。なお、県から総務省市町村課へは、FAXにより報告するものとする。

総務省市町村課 FAX 03-5253-5592

第7 発見者の通報義務

災害の発生又は災害の発生が予測される異常現象を発見した者は、市長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

第5節 広報活動

津波による災害の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、県、報道機関及び防災関係機関との連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

第1 広報責任者

危機管理チームが市ホームページへの掲載、臨時広報紙の発行等により、住民への広報を行う。

第2 広報内容

市は、市内の各防災機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、住民生活に密接な関係にある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。広報を行うに当たっては、発災後の時間の経過とともに変化する被災者ニーズに留意して実施する。

主な広報事項は、次のとおりである。

- 1 市対策本部設置に関する事項
- 2 災害の概況
- 3 津波等に関する情報及び注意の喚起
- 4 津波発生時の注意事項
- 5 避難指示及び緊急安全確保措置の指示
- 6 指定緊急避難場所及び指定避難所の指示
- 7 電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- 8 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- 9 スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- 10 防疫に関する事項
- 11 医療救護所の開設状況
- 12 被災者等の安否情報
- 13 不安解消のための住民に対する呼び掛け
- 14 自主防災組織に対する活動実施要請
- 15 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- 16 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- 17 災害復旧の見込み
- 18 被災者生活支援に関する情報

第3 広報実施方法

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることや、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることに鑑み、あらゆる広報媒体（防災行政無線、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、市ホームページ、市消防・防災facebook、広報紙等）を利用して有効、適切と認められる方法により広報を行う。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等にも配慮した広報を行い、特に、避難行動要支援者に対する広報は、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき、確実な情報伝達が可能な手段を確保する。

伝達手段例及びその特色

伝達手段	種 別	特 色
広 報 車	被 生	地域の状況に応じて、伝達内容を変更することが可能
防災行政無線・ I P告知 緊急速報メール	被 生	発災直後から即時に、大量かつ正確な情報提供が可能
掲 示 板	生 安	各避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
広報紙やチラシ	生 安	各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段の一つ
新聞折り込み	生 安	避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能
自主防災組織を 通じての連絡	被 生 安	要配慮者にも確実に伝えることができ、広報のみならず住民からの情報入手の手段にもなる。
報 道 機 関	被 生 安	各被災者に最も情報が伝わりやすく、広域的な被害の概要又は生活情報等の提供手段
総 合 案 内 所 相 談 所	生 安	個人（世帯）に対処することができ、被災者からのニーズを把握するのにも最適な手段

被 被害状況 生 生活情報 安 安否情報

第4 広聴活動

市は、被災住民、関係者等からの問合せ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な応急対策を推進するため、本庁舎、西部支所、各サービスセンター又は指定避難所に広報担当者等職員を派遣するなどして相談窓口等を開設する。

第5 広報資料（写真）の収集

報告、記録、陳情用としての資料（写真）を収集する。ただし、交通途絶等により、写真班を現地に派遣できない場合は、あらかじめ当該地域の自主防災組織等に撮影等の協力を依頼する。

第6 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から問合せがあったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

第6節 災害救助法の適用

風水害等対策編第3章第6節「災害救助法の適用」を準用する。

第7節 避難活動

大規模地震発生時においては、津波等の発生が予想される中、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、市は、避難のために可能な限りの措置をとることにより、住民等の生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分配慮する。

なお、住民に対し避難を求めるに当たっては、自らの身の安全を確保しつつ、地域の防災活動に参加することを併せて啓発する。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第3章第7節「避難活動」による。

第1 避難方法

沿岸部で強い揺れを感じたとき、又は弱い地震であっても長時間にわたる揺れを感じたときは、迷うことなく自主的に周囲の人に声を掛けながら高い場所に避難する。

特に、津波の危険が予想される地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。また、外国人や旅行者等の一時滞在者に対し、災害・避難情報の提供に努め、確実な避難行動を行う。

- 1 住民等は、非常用持ち出し品を持って、協力してあらかじめ定めた避難場所へ避難する。
- 2 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、地域の要配慮者の避難誘導・救出・救護・消火・情報収集を行う。
- 3 住民等は、津波による危険が迫り、避難場所の安全が十分確保できない場合には、さらに高台を目指して避難する。
- 4 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、学校管理下内の児童生徒等が避難する避難場所、経路、時期及び誘導、並びに指示の伝達方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。
- 5 指定緊急避難場所へ避難した住民等は、避難が長期に及ぶ場合、自主防災組織等、市職員、消防団員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導の下に、指定避難所等へ避難する。

第2 指定避難所等の開設、運営

1 避難状況等の把握

災害時優先電話等を活用して、施設管理者から被災者の避難状況、施設の被害状況等を把握する。

2 指定避難所等の安全確認

指定避難所等開設に先立ち、指定避難所等が地震活動等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

(1) 施設管理者によるチェック

指定避難所等の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を市対策本部に報告する。

なお、使用が困難な場合は、市対策本部への報告のほか次の措置を行う。

ア 立入禁止措置

イ 安全が確認された他避難所の案内図の貼付

(2) 応急危険度判定士によるチェック

(1)のチェックでは、施設の安全性の確認に判断がつかねる場合は、施設管理者は、市対策本部に応急危険度判定士の派遣を要請する。

市対策本部は、施設の安全性を確認するため、直ちに県に対して応急危険度判定士の派遣を要請する。

(3) 避難住民への措置

既に指定避難所等に避難住民が集まっている場合は、施設の安全が確認できるまで、とりあえずグラウンド等の安全な場所に待機させる。

3 職員の派遣

市対策本部は、安全が確認された指定避難所等から順次、避難所管理職員を派遣し、指定避難所等の開設に必要な業務に当たらせる。

4 学校機能の早期回復

大規模な津波災害により指定避難所等を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。

避難所が学校の場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童生徒等との住み分けを行い、あるいは応急仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

5 福祉避難所の設置

障がい者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者に対しては、必要により次の施設を福祉避難所として開設し、要配慮者を収容する。

資料編2-4 福祉避難所一覧

第8節 緊急輸送活動

風水害等対策編第3章第8節「緊急輸送活動」を準用する。

第9節 交通応急対策活動

風水害等対策編第3章第9節「交通応急対策活動」の定めるところによるが、地震発生時の自動車運転者並びに船長等のとるべき措置について次のとおり定め、陸上及び海上交通の安全確保に努める。

第1 陸上交通

1 緊急地震速報を覚知した時及び地震発生時の自動車運転者のとるべき措置

(1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させる。

イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて停車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしない。その際、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

(2) 避難のために車両を使用しない。

2 交通規制時の自動車運転者の措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 通行禁止区域等内において、警察官等（警察官、自衛官、消防職員、港湾管理者及び漁港管理者。以下「警察官等」という。）の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官等の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがある。

第2 海上交通

1 大津波警報・津波警報を覚知した時及び地震発生時の船長のとるべき措置

船種、行動形態（港内着岸中・錨泊中・航行中）、津波到達予想時刻等に照らし、沖合退避又は係留避泊などを判断し、人命を優先しつつ適切に行動する。

2 海上交通規制時の船長のとるべき措置

海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構造物及び流出した船舶、木材等で船舶交通に支障がある場合は、今治海上保安部により船舶交通が制限又は禁止されることから、同区域等内にある船舶の船長は、次の措置をとる。

- (1) 船舶交通の規制（航泊の制限又は禁止など）が行われたときは、その規制の内容に従って適切に行動する。
 - (2) 規制区域等内において、海上保安官から指示を受けたときは、その指示に従って船舶を移動又は停泊させる。
- 3 船舶交通の安全に支障となる物件等の所有者のとりべき措置
- 港湾管理者、今治海上保安部から、海難船舶、漂流物、沈没した物件等の除去命令又は勧告が発出されたときは、速やかに対処する。

第10節 孤立地区に対する支援活動

風水害等対策編第3章第10節「孤立地区に対する支援活動」を準用する。

第11節 消防活動

大規模地震発生時には、津波の発生等により甚大な被害が予想されるため、市はもとより、住民、自主防災組織、事業所等においても、その全機能を挙げて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

これらの災害応急対策活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分配慮する。

第1 消防活動の基本方針

津波に伴う火災は、津波の大きさ、周辺の施設の状況等により極めて大きな被害となることが予想される。また、津波が収まるまでの間は浸水区域内における消防活動は極めて困難であることから、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限にくい止めるため、市は、消防本部及び消防団の全機能を挙げて、次の基本方針により消防活動を行う。

1 出火防止活動及び初期消火の徹底

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火に努めるとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に、危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

2 人命救助の最優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の救助を最優先した消防活動を行うとともに、避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

3 危険地域優先

同時多発火災が発生した場合は、危険性の高い地域を優先に消防活動を行う。

4 人口密集地優先

同時多発火災が発生した場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先して行う。

5 重要建築物優先

重要建築物の周辺から出火し、延焼火災を覚知した場合は、重要建築物の防護上必要な消防活動を優先する。

6 消火可能地域優先

同時多発火災が発生した場合は、消防力の配備状況及び消防水利の配置状況等を踏まえ、消火可能及び延焼拡大のおそれのある地域を優先して消防活動を行う。

7 救命処置を要する要救助者優先

傷害の程度に応じ、救命処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者はできる限り自主的、又は住民による応急処置を行わせる。

8 火災現場付近の要救助者優先

火災が多発し延焼の危険がある場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を行う。

9 多数の人命救助優先

延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要な場合は、多数の人命を救助できる現場を

優先に救急救助活動を行う。

第2 消防機関の活動

1 市消防本部の活動

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、津波災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動の基本方針に基づき、次の活動を行う。

なお、広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づき、応援要請を行う。

(1) 火災発生状況等の把握

市内の消防活動等に関する次の情報を収集し、市対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線通信施設及び消防水利などの被災及び使用可能状況

オ 救急・救助活動時の要救助者の状況

カ 医療機関の被災状況及び負傷者の受入状況

(2) 消防活動の留意事項

地震火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意して消防活動を行う。

ア 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行う。

イ 危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。

ウ 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

エ 救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。

オ 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。

カ 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

(3) 救急救助活動の留意事項

要救助者の救助救出と負傷者に対する止血、その他の応急処置を次により行い、安全な場所へ搬送する。

ア 災害時は、搬送先医療機関そのものが被災し医療行為が実施できない可能性があるため、災害の状況を十分把握して、医療機関の選定及び搬送経路を決定する等被災状況に即して柔軟な対応を行う。

イ 災害時には、外傷のほか骨折、失血及び火傷等傷害の種類も多く、また、軽傷者から救命処置を必要とする者まで、緊急度に応じ迅速かつ的確な判断と様々な処置が要求されるため、救急救命士の有効活用、救急隊と他の消防隊が連携して出動するなど効率的な出動・搬送を行う。

ウ 救急救助活動においては、負傷者や死者等の被害状況及び医療機関の被災状況等の情報

をいかに速く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなるため、保健所、医師会等関係機関との情報交換を緊密に行いながら救急救助活動を行う。

エ 災害時は道路交通確保が困難なため、消防署、消防団詰所、警察署（交番、駐在所）等において備蓄している救急救助資機材等を活用し、各地域の消防団等を中心として救急救助活動を行う。

オ 中高層建築物等に対する救急救助活動については、消防法（昭和23年法律第186号）に定める防火管理者による自主救護活動との連携を積極的に推進する。

2 消防団の活動

消防団は、津波災害が発生した場合、原則として消防長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消防活動を行う。ただし、消防隊が出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮の下、消火活動等を行う。

(1) 出火防止活動

津波発生により火災等の災害発生が予測される場合は、居住地内の住民等に対し出火防止を呼び掛けるとともに、出火した場合は、自主防災組織及び地域住民と協力して初期消火に当たる。

(2) 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

(3) 避難誘導

避難の指示が出された場合に、これを自主防災組織及び地域住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

(4) 救急救助活動

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(5) 消防団員の安全確保

消防団員は、自身の安全確保が難しいと判断したときは、自らの命を守るための避難行動を最優先するものとする。

第3 事業所の活動

1 事業所の近隣で津波による火災が発生した場合の措置

(1) 自衛防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

(2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

2 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し火災が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

(1) 周辺地域の居住者等に対し、避難など必要な行動をとる上で必要な情報を提供する。

(2) 警察、最寄りの消防機関等に電話又は駆けつける等可能な手段により直ちに通報する。

(3) 事業所内への立入禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

第4 自主防災組織の活動

1 初期消火活動

近隣で津波による火災が発生したときは、消火器、消火栓等を活用して初期消火に努める。

2 消防隊への協力

消防隊（消防本部、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

第5 住民の活動

近隣で津波による火災が発生した場合は、家庭用消火器や風呂のくみおきの水等で消火活動を行う。

第12節 水防活動

風水害等対策編第3章第12節「水防活動」を準用する。

第13節 人命救助活動

風水害等対策編第3章第13節「人命救助活動」を準用する。

第14節 遺体の搜索・処理・埋葬

風水害等対策編第3章第14節「遺体の搜索・処理・埋葬」を準用する。

第15節 食料及び生活必需品等の確保・供給

風水害等対策編第3章第15節「食料及び生活必需品等の確保・供給」を準用する。

第16節 飲料水の確保・供給

風水害等対策編第3章第16節「飲料水の確保・供給」を準用する。

第17節 医療救護活動

風水害等対策編第3章第17節「医療救護活動」を準用する。

第18節 防疫・衛生活動

風水害等対策編第3章第18節「防疫・衛生活動」を準用する。

第19節 保健衛生活動

風水害等対策編第3章第19節「保健衛生活動」を準用する。

第20節 廃棄物等の処理

風水害等対策編第3章第20節「廃棄物等の処理」に定めるところによるが、大規模地震発生時の津波災害による建物の倒壊及び解体によって大量に発生する災害廃棄物の処理について定める。

第1 市の活動

1 災害廃棄物処理対策組織の設置

市対策本部に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。

2 情報の収集

市内の情報を収集・把握し、次の内容を整理し県に報告する。

- (1) 家屋の倒壊に伴う解体件数
- (2) 廃棄物処理施設等の被災状況
- (3) 災害廃棄物処理能力の不足量の推計
- (4) 仮置場、仮設処理場の確保状況

3 発生量の推計

収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。

4 仮置場、仮設処理場の確保

推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。

5 住民への周知

災害廃棄物の搬入場所及び搬入時期、分別方法等を速やかに住民に周知する。

6 処理施設の確保

中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。

7 関係団体への協力の要請

収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。

8 災害廃棄物の処理の実施

被災状況を勘案した上で、県が示す処理指針や「震災廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省改定）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備し、災害廃棄物の処理を実施する。

9 解体家屋の撤去

解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続を実施する。

第2 企業の活動

自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。

また、市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

第3 住民の活動

1 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市の指示する方法により搬出等を行う。

2 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

第21節 動物の管理

風水害等対策編第3章第22節「動物の管理」を準用する。

第22節 応急住宅対策

風水害等対策編第3章第23節「応急住宅対策」の定めるところによるが、特に大規模地震が発生し、津波により建築物等が被害を受けたときは、その後の人的被害の発生を防止するため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定について定める。

第1 住宅対策

1 応急危険度判定

津波により被災した建築物は、その後に発生する地震活動などで倒壊したり物が落下して、人命に危険を及ぼすおそれがあるため、被災建築物の調査をし、その建築物が使用できるか否かの判定を行う。

2 地震被災建築物応急危険度判定士の確保

市対策本部は、建築物及び公共施設の地震後における被災の規模に応じ使用可否の判定が必要な場合は、直ちに建築関係団体の協力を得て、県に地震被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請し、被災建築物等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講ずる。

第2 宅地対策

1 被災宅地危険度判定

大規模な地震及び津波災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を要請して危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、二次災害を軽減・防止し、住民の安全の確保を図る。

2 被災宅地危険度判定士の確保

市対策本部は、大規模な地震及び津波災害により、必要と判断した場合は、住民の安全を確保するため、市職員により、又は県に被災宅地危険度判定士の出動を要請し、被災宅地等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講ずる。

第3 住民への広報

市対策本部は、被災宅地の二次災害の防止を図るため、住民に対して市ホームページ、臨時広報紙等により被災建築物に対する倒壊の危険性や事故防止措置、被災宅地の危険性等の広報活動等を行う。

第23節 要配慮者に対する支援活動

風水害等対策編第3章第24節「要配慮者に対する支援活動」を準用する。

第24節 応援協力活動

風水害等対策編第3章第25節「応援協力活動」を準用する。

第25節 ボランティア等への支援

風水害等対策編第3章第26節「ボランティア等への支援」を準用する。

第26節 自衛隊災害派遣要請の要求等

風水害等対策編第3章第27節「自衛隊災害派遣要請の要求等」を準用する。

第27節 消防防災ヘリコプターの出動要請

風水害等対策編第3章第33節「消防防災ヘリコプターの出動要請」を準用する。

第28節 ライフラインの確保

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、津波災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、必要に応じ、広域的な応援体制をとるなど、機動力を発揮して応急復旧に努める。

また、市、国、県は情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、情報提供に努める。

なお、防災拠点施設、人命に関わる医療機関や指定避難所等の重要施設の応急措置及び供給ラインや排水施設の復旧等を優先的に行う。

第1 水道施設（応急復旧チーム）

市は、災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずるとともに、応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

また、配管の仮設等による応急給水に努める。

第2 下水道施設（応急復旧チーム）

市は、下水道施設が被災したとき、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講ずる。

1 管渠

人的被害につながる二次災害の未然防止のため、緊急輸送道路や重要幹線道路等における下水マンホールの隆起、陥没等による交通障害、汚水の漏出による環境への影響などがないかの緊急点検を行う。

その後、管渠施設の構造物、設備等の被害程度に応じて、周辺住民に対して一時的に下水道の使用を中止するよう広報するとともに、管渠、マンホール内部の土砂のしゅんせつ、可搬式ポンプによる下水の排除、仮排水路の設置などの応急復旧を実施する。

2 終末処理場

人的被害につながる二次災害の未然防止のため、消化ガス漏出による火災、爆発のおそれ、処理設備の機能停止による環境への影響などがないかの緊急点検を行う。

本復旧までの処理施設の構造物、設備等の被害程度に応じて、本復旧までの一時的な処理機能の確保を目的として、配管ルートの切り回し、仮設沈殿池の確保、沈殿・塩素消毒による簡易処理などの応急復旧を実施する。

第3 電力施設（四国電力送配電株式会社）

四国電力送配電株式会社は、災害が発生した場合、その定める防災業務計画に基づき、電力施設の防護及びその迅速な復旧を図り、もって電力供給の確保に万全を期する。

1 災害対策組織の編成

震災時に、直ちに定められた防災体制を確立する。

2 電力供給の確保

電力供給施設に災害等が発生し、停電した場合は、迅速に復旧を行うとともに、速やかに電力供給施設等の被害状況の調査を行い、被害の拡大防止と応急復旧等電力供給に必要な措置を講ずる。

3 他電力会社間の電力融通

震災時において、電力供給が不足する事態が生じた場合は、負荷の重要度に応じた系統構成にするとともに、他地域からの融通等により供給力を確保する。

4 災害時における広報

被害状況及び措置に関して関係機関に連絡するとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する当該地域への広報を行う。

5 対策要員等の確保

防災業務計画による出動体制に基づき対策要員を確保するとともに、交通途絶等により出動できない者は、最寄りの事業所に出動する。

6 災害復旧用資機材の確保

事業所に保有する応急措置用資材を優先使用し、不足する場合は、本店、支店及び関係業者等から緊急転用措置をとる。

7 広域応援体制の確立

対策要員や復旧資機材の確保、電力の融通などの応急対策に関し、広域応援体制をとるよう努める。

8 危険予防措置

送電が危険な場合及び警察、消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

9 設備の応急復旧

次のとおり各種設備の応急復旧を行う。

ただし、電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

なお、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明らかにするよう努める。

(1) 水力・火力・原子力発電設備

共通機器、流用可能部品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(2) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧の標準工法に基づき迅速に行う。

(3) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用により復旧する。

(4) 配電設備

応急復旧工法標準マニュアルにより迅速確実な応急復旧を行うとともに、重要性の高い地区には、移動用発電機を設置する。

(5) 通信設備

移動無線機、可搬型衛星通信設備等の活用により通信回線を確保する。

第4 ガス施設

(1) LPガス事業者は、防災関係機関や報道機関に対して、被災の概況、復旧の現状と見通し等について情報の提供を行う。

(2) LPガス利用家庭に対しては、広報車等により、ガス栓の閉止とガスの安全使用の周知徹底を行う。

第5 電信電話施設

電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等に関係機関に共有する。

1 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

震災時には、次により臨時的措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るとともに、被災した電気通信設備等の応急復旧工事を速やかに実施する。

(1) 通信の非常疎通措置

ア 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ、災害応急復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話の設置等を図る。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法の定めるところにより、臨時に利用制限等の措置を行うほか、災害用伝言ダイヤルサービスを提供する。

ウ 非常緊急通話又は非常緊急電報は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

エ 警察、消防、鉄道通信、その他の諸官庁が設置する通信網との連携をとる。

オ 携帯電話や他事業者網と固定網の優先接続の引継ぎの実施による重要通信の確保を行う。

(2) 通信の途絶措置

ア 衛星通信無線車、可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の復旧を図る。

イ 電力設備被災局には、移動電源車を使用し、復旧を図る。

ウ 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置により復旧を図る。

(3) 被災地の情報伝達支援

ア 災害救助法が適用された地域については、特設公衆電話を設置するとともに、停電時には公衆電話の無料化を図る。

イ 行政やボランティア等から発信される情報や被災者からの情報を円滑に伝達させるため、日常使用しているコンピュータネットワークの復旧を図る。

(4) 設備等の応急復旧

ア 被災した電気通信設備等は、被災状況に応じた復旧工事を実施し、優先的に重要通信を確保する。

イ 災害発生後、速やかに被害状況把握や緊急回線作成を行うため、NTT西日本四国事業本部で200名（NTT西日本愛媛支店で約60名）程度のレスキュー隊が編成できるよう復旧要員を登録している。

ウ アクセス系の被災状況を半日間で大まかに推定、4日程度で被害設備を完全に把握できるようにしている。

2 株式会社NTTドコモ

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、必要な次の措置を講ずる。

(1) 臨時回線を設定するほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。

(2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、一般利用の制限等の措置をとる。

(3) 災害用伝言板の開設

3 KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、必要な次の措置を講ずる。

- (1) 電気通信施設の整備及び保全
- (2) 災害時における電気通信の疎通
- (3) 災害用伝言板サービスの提供

第29節 公共土木施設等の確保

公共土木施設等における復旧対策のため、発災後、直ちに所管する施設・設備の調査を専門技術者により実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に速やかに応急復旧を行う。

また、地震活動あるいは降雨等による二次的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施する。

さらに、協定を締結している市内建設業者等の協力を得て、障害物の除去、二次災害の防止工事、応急復旧、通行規制等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

なお、必要に応じ、報道機関や地域住民に対して、緊急物資の輸送拠点や緊急輸送路、公共土木施設等の状況等の情報を提供する。

第1 道路施設

市は、管理する道路について、早急に被災状況を把握し、東予地方局建設部、西条警察署、西条西警察署等へ報告するほか、道路啓開等を行い、道路機能の確保に努める。なお、この場合、緊急輸送にあてる道路を優先して行うこととし、（一社）愛媛県建設業協会等の協力者への要請においては、伝達系統の一元化及び優先順位の明確化に留意する。また、迅速な救急救命や救急支援物資などを支えるため、必要に応じ、道路啓開の代行を国土交通省に要請するものとする。

また、被災の状況に応じ、通行止めや重量制限等の通行規制、迂回路の設定、二次災害の防止、応急工事など所要の応急措置を講じ、迂回路が確保できない場合は、仮道、仮栈橋の設置など早期に通行の確保が図れるよう必要な措置を講ずる。

第2 河川管理施設

河川管理者は、堤防や護岸の崩壊等について、浸水被害及び雨水の浸透等による増破を防ぐ処置を講ずるとともに、水門、排水機等の被災については、故障や停電等により、運転が不能となることが予測されるため、土のうや矢板等により応急に締切りを行い、排水ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

また、河川管理施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。

第3 海岸保全施設

市は地震発生後、早急に被災状況を把握し、県等へ報告するほか、被害が確認された場合、堤防や護岸の崩壊等については、浸水被害及び施設の増破を防ぐため、土のうや矢板等により応急処置を講ずるとともに、水門等の被災については、故障や停電等により、運転が不能となることが予測されるため、土のうや矢板等により応急に締切りを行い、排水ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

また、海岸保全施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、特に浸水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。

第4 港湾施設

市は、地震後、早急に被害状況を把握し、県に報告するとともに、二次災害による危険性の有無、施設の使用可否の決定を行うほか、関係機関の協力を得て、危険箇所への立入禁止措置や機

能欠損箇所の応急修繕、情報伝達等必要な措置を講ずる。

また、港湾区域の航路等について、沈船、漂流物により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に連絡するとともに障害物除去等に努める。

なお、港湾施設は、震災後の緊急物資輸送拠点としての重要な施設を含むことから、速やかに応急復旧を行い、海上輸送の確保に努める。

第5 漁港施設

漁港管理者は、地震後直ちに漁港施設の調査を実施し、被災状況の把握や二次災害の危険性の有無、施設の使用可否の決定を行い、関係機関に報告する。

また、漁港区域の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に連絡するとともに障害物除去等に努める。

なお、震災後の緊急物資輸送拠点としての重要な施設を含むことから、応急復旧・本復旧工事等を効率的に行う。

第6 農業用ため池及び用水路

1 被害状況の把握

施設管理者は、農業用ため池及び用水路の被害状況を調査する。

2 応急措置の実施及び下流域の市長又は警察署長等への必要な措置の要請

施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに被害の及ぶおそれがある下流域の市長、警察署長及び消防署長に対し状況を連絡し、避難指示（緊急）等必要な措置をとるよう要請するとともに迅速に応急措置を講ずる。

資料編6-9 ため池（防災重点農業用ため池）一覧

第7 災害応急対策の拠点となる重要な庁舎等

1 被害状況の把握

庁舎等の施設管理者は、地震後、早急に管理する施設（災害応急対策上重要な庁舎等）及び設備について点検し、被災状況を確認する。

2 緊急措置の実施

施設及び設備が破損した場合は、防災機関としての機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。

第8 情報システム

市及びその他関係機関は、地震災害時の情報システム（防災行政無線、インターネット、電話等）の確保対策として、次のような措置を講ずる。

1 速やかに情報システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。

2 情報システムに障害が生じた場合には、保守会社等の協力を得て、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

第9 都市公園施設

都市公園施設の管理者は、地震後、職員を現地に派遣して早急に被害状況を把握するとともに、状況に応じ使用や立入りを禁止する措置を行う。

また、都市公園は、避難場所や避難所として利用される場合が多いため、被害を受けた施設は、速やかに応急復旧を行い、諸施設の機能回復を図る。

第30節 危険物施設等の安全確保

大規模地震に伴う津波により危険物施設等が被害を受け、危険物の流出その他の事故が発生した場合は、被害の拡大防止と、軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

第1 危険物施設

- 1 市は、関係事業所の管理責任者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。
 - (1) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
 - (2) 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
 - (3) 危険物施設の応急点検
 - (4) 施設の管理責任者と連携し、災害を防止するための消防活動や救出、広報活動、避難の指示等必要な応急対策の実施
- 2 火災の防御は、市消防本部が保有する消防力を最大限活用して実施するとともに、必要に応じ、化学消防自動車等の派遣要請等他の機関の応援を受ける。

第2 高圧ガス施設

- 1 事業者の活動

高圧ガス施設が、危険な状態となったとき、事業者は、直ちに応急措置を講ずるとともに、消防、警察等関係機関に連絡する。
- 2 関係機関の活動

消防等関係機関は、高圧ガス施設等に被害が及ばないよう適切な措置を講ずる。
- 3 流出容器の対策

流出した容器は、容器所有者が回収し処分することが原則であるが、大規模な災害では所有者不明の容器が発生する可能性が高いため、関係団体により津波による被害発生時の容器回収の協力体制を構築しておく。

第3 毒物劇物貯蔵施設

毒物劇物の製造業者、販売業者、電気めっき業者、金属熱処理業者及び運送業者又は毒物劇物取扱責任者は、地震により毒物劇物が流出、飛散、漏えい等災害が発生した場合、直ちに保健所、警察及び消防機関に通報するとともに、毒物劇物の回収、その他危害防止のための必要な措置を講ずる。

資料編4-6 危険物施設の現況

第4 火薬類製造施設・貯蔵施設

危険な状態となったとき、事業者は、直ちに応急措置を講ずるとともに、消防、警察等関係機関に連絡する。

消防等関係機関は、貯蔵施設等に被害が及ばないよう適切な措置を講ずる。

第31節 応急教育活動

風水害等対策編第3章第32節「応急教育活動」を準用する。

第32節 社会秩序維持活動

大規模地震発生時には、多数の住民が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居や家財が喪失して地域社会が極度の混乱状態にあるため、市は、県、県警察、関係機関・団体等と協力して、人心の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講ずる。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

第1 住民への広報

市は、各種情報の不足や誤った情報等のため、市域に流言飛語等による混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民に対して正確な情報を提供するとともに、住民のとるべき措置等について呼び掛ける。

第2 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

- 1 生活関連商品の価格及び需給状況の把握に努める。
- 2 必要に応じ、物価の安定を図るための施策を実施する。

第3 県に対する要請

市は、当該地域の社会秩序を維持するため必要と認めるときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

第33節 南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等

地震災害対策編第5章第7節「南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等」を準用する。

第4章 災害復旧・復興対策

津波による被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら県、市町が主体的に取り組み、国や関係機関等の協力と適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

また、市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

なお、復旧・復興対策に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、要配慮者の参画を促進するものとする。

第1節 災害復旧対策

災害復旧対策は、被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行うなど将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に実施する。

また、市の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保及び活動については、市対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

第1 激甚災害の指定

1 基本方針

迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るための適切な措置を講ずる。

2 市の活動

- (1) 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、知事に報告する。
- (2) 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出する。

第2 被災施設の復旧等

1 被災施設の復旧等

被災した公共施設の災害復旧は、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うなどの事業計画を速やかに策定し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。特に、地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から対策を講ずる。

また、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、復旧予定時期を明らかにす

るよう努める。

公共施設の復旧事業は、おおむね次の法律等に基づき、迅速かつ円滑に行う。

- (1) 農林水産業等施設については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、土地改良法を活用し実施する。
- (2) 道路、海岸、河川、港湾、漁港、下水道、都市公園施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により実施する。
- (3) 砂防等施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により実施する。
- (4) 都市施設（街路、公園、排水路、墓園等）の復旧及び堆積土砂排除事業については、関係機関が緊密に連携し、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針により実施する。
- (5) 公営住宅等については、公営住宅法により実施する。
- (6) 水道施設については、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助金交付要綱により実施する。
- (7) 公立学校施設については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法により実施する。
- (8) 特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害が発生し、円滑かつ迅速な復興が必要な場合は、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、国に対して災害復旧事業等に係る工事の代行を要請する。

2 災害廃棄物の処理

津波被害の被災地においては、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

- (1) 市は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- (2) ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- (3) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- (4) 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

第2節 復興計画

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

また、多くの人が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、震災時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講ずる。

第1 復興計画の作成

1 計画の策定

市長は、必要があると認めるときは、震災復興計画を策定する。

2 計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などから成る分野別復興計画により構成する。

3 計画の基本方針

計画策定に当たっては、市の総合計画との調整を図る。

4 計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布するなどにより、住民に周知し、被災地の復興を促進する。

5 国・県との調整

計画策定に当たっては、国や県等との調整を行う。

6 大規模災害からの復興に関する法律の活用

特定大規模災害が発生した場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、復興を推進する。

市は、復興基本方針及び県復興方針に即して単独で又は県と共同で復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

また、市は、復興計画の作成等のために必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣のあっせんを求める。

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第2 防災まちづくりを目指した復興

- 1 市は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念の下に、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。あわせて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

- 2 市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- 3 市は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。
- 4 市は、津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行うものとする。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないう、津波災害特別警戒区域等による土地利用や建築制限等を行うことについても検討する。
- 5 市は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- 6 市は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- 7 市は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂等の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。
- 8 市は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行う。
- 9 市は、建築物等の解体等によるアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- 10 市は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

第3 復興財源の確保

1 基本方針

復旧・復興対策を円滑に実施するため、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

2 予算の編成

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算執行方針及び編成方針の策定などを行う。

3 市の活動

(1) 財政需要見込額の算定

被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。

ア 復旧・復興事業

イ その他

(2) 発災年度の予算執行方針の策定

緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

(3) 予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための予算について、その編成方針を策定する。

4 復興財源の確保

復旧・復興対策を実施するためには、莫大な事業費が必要になるほか、災害の影響による税収の落ち込み等に伴い、財政状況の悪化が懸念されることから、復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための財源確保に関し適切な措置を講ずる。

(1) 地方債の発行

市は、復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。

ア 災害復旧事業債

イ 歳入欠かん等債

ウ その他

(2) その他の財源確保策

復興を目的とした公営競技の開催等による復興財源の確保を検討する。

第3節 被災者の生活再建支援

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第1 要配慮者の支援

要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが他の被災者より困難である場合が多いことから、速やかに安定した生活が回復できるよう支援を行う。

1 被災状況の把握

市は、直ちに次の事項を把握して、県に報告する。

- (1) 要配慮者の被災状況及び生活実態
- (2) 社会福祉施設の被災状況

2 一時入所の実施

県を通じ社会福祉施設や関係機関等と調整の上、社会福祉施設等への一時入所が必要な要配慮者に対して一時入所を実施する。

3 健康管理の実施・巡回健康相談

市は、西条保健所と協力して保健師による巡回健康相談を実施し、指定避難所等における要配慮者の健康状態を把握する。また、避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を求め、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。

4 成年後見制度の利用

義援金の受取や今後の財産管理等に関連して成年後見制度の利用が必要となる方や、成年後見人等の被災によって必要な支援が受けられなくなった方がいる場合に、これらの方々が適切に成年後見制度を利用できるようにする。

第2 義援物資、義援金の受入れ及び配分

1 義援物資の募集

市は、義援物資を受け入れるため、問合せ窓口を設置し、受入れを希望するもの、受入れを希望しないもの等、被災地のニーズを迅速に調査把握するとともに、その内容のリスト及び送り先をマスコミに公表することにより、義援物資の送付を要請する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

また、義援物資の受入れに当たっては、被災地での仕分け等に非常に労力を要することに理解を求め、被災地のニーズに合致し、かつ、まとまった単位で送付されるもの等に関限り受け付ける。

なお、義援物資の提供者や企業等は、品名・品数を明示して梱包するなど、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮するよう努める。

2 義援金の募集

市への義援金を受け付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設することを検討する。

3 義援金の配分

市は、統一的に義援金を配分するために、配分委員会を設置し、公平かつ迅速な配分を行う。

4 配分委員会の活動

配分委員会は、次のことについて協議決定する。

- (1) 配分金額
- (2) 配分対象者
- (3) 配分方法
- (4) 配分状況の公表
- (5) その他義援金配分に関すること。

第3 災害弔慰金等の支給

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対し災害障害見舞金を、重傷を負った者及び居住している家屋が全壊等した世帯等に対し災害見舞金を支給する。

1 支給対象者の把握

災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給対象者を把握する。

2 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び西条市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年条例第114号）に基づき支給する。

第4 被災者の経済的再建支援

1 基本方針

被災者が震災による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等の経済支援を行う。

2 市の活動

(1) 被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

- ア 死亡者数
- イ 負傷者数
- ウ 全壊・半壊住宅数 等

(2) 罹災証明の発行

ア 財務部（火災の場合は、消防本部）に罹災証明書発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者に罹災証明書を遅延なく発行する。

イ 罹災証明書調査窓口を設置し、再調査の希望に対応する。

(3) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(4) 資金の貸付け等

被災者のうち要件に該当する者に対する災害援護資金、生活福祉資金その他の融資等について、県、社会福祉協議会の協力を得て、その趣旨の徹底を図り、適切な資金の融通を行う。

ア 生活福祉資金

イ 母子福祉資金

ウ 寡婦福祉資金

エ 災害救護資金

(5) 被災者生活再建支援制度の活用

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対して、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）が適用された場合は、支援金が支給されるので、積極的に活用するものとする。

ア 対象となる災害の程度

(ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（本編第3章第6節「災害救助法の適用」参照）が発生した市町村

(イ) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村

(ウ) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県

(エ) (ア)又は(イ)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）

(オ) (ア)～(ウ)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）

イ 支給対象世帯

(ア) 住宅が全壊した世帯

(イ) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

(ウ) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

(エ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(6) 被災者の税負担等の軽減

市は、必要に応じ、地方税についての期限の延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担の軽減を図る。

また、必要に応じ国民健康保険制度等における医療負担及び保険税等の減免等を図るものとする。

3 社会福祉協議会の活動

生活福祉資金の貸付けを被災世帯を対象に実施する。

第5 被災者の生活確保

被災者の住居並びに職業を確保し、生活の安定を図るため、市は、次の措置を講ずる。

1 恒久住宅対策

(1) 基本方針

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再

建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

(2) 市の活動

ア 住宅復興計画の策定

県の住宅復興計画を踏まえながら調整を図り、住宅復興方針等を定めた西条市住宅復興計画を策定する。

イ 県との協議

公営住宅や特定優良賃貸住宅等の供給に関する役割分担について県と協議する。

ウ 市営住宅等の供給

必要に応じ、公営住宅や特定優良賃貸住宅等の市営住宅を供給する。

エ 住宅に関する情報提供

相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

2 雇用対策

(1) 基本方針

失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建を図るため、雇用維持対策を実施する。また、震災により離職を余儀なくされた被災者の再就職支援策を実施する。

(2) 市の活動

雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に通知する。

3 生活保護

被災者の恒久的生活確保の一環として、県及び市町は、次の措置を講ずる。

- (1) 生活保護法に基づく保護の要件を満たす被災者に対しては、その困窮の程度に応じて、最低生活を保障し生活の確保を図る。
- (2) 被保護世帯が災害に伴い家屋の補修等を必要とする場合には、県及び市の各福祉事務所は、規定額の範囲内で住宅維持費の支給を行う。

第6 生活再建支援策等の広報

1 基本方針

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

2 市の活動

(1) 生活再建支援施策等の広報・PRの実施

ラジオ・テレビ等のマスメディアやホームページ、広報紙等を活用し、次の事項を広報・PRする。

ア 義援金の募集等

イ 各種相談窓口の案内

ウ 災害弔慰金の支給等に関する情報

エ 公営住宅及び民間住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報

オ 被災者生活再建支援金に関する情報

カ ボランティアに関する情報

- キ 雇用に関する情報
- ク 融資・助成情報
- ケ その他生活情報 等

(2) 総合相談窓口の設置

被災者からの問合せを一元的に受け付ける窓口を設置する。

第7 中小企業を対象とした支援

1 基本方針

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

2 市の活動

(1) 中小企業の被災状況の把握

県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。

(2) 事業の場の確保

事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。

(3) 支援制度・施策の周知

中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

第8 農林漁業者を対象とした支援

1 基本方針

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

2 市の活動

(1) 農林漁業者の被災状況の把握

農林漁業者の被災状況調査を、県と連携して実施する。

(2) 支援制度・施策の周知

農林漁業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携して周知する。

第9 地域経済の復興と発展のための支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるための支援策を実施する。

また、市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

1 イベント・商談会等の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携してイベント・商談会等を実施する。

2 誘客対策の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携し、誘客対策を実施する。